

総務文教委員会

令和3年5月24日（月）

10時00分～ 時 分

全員協議会室

【委員】 西村委員長、芦谷副委員長
三浦委員、西川委員、上野委員、永見委員、西田委員、牛尾委員

【委員外】

【議長団】

【総務文教委員会 所管管理職】

- （総務部） 坂田総務部長、佐々木総務課長、佐々木防災安全課長、
湯浅行財政改革推進課長
- （地域政策部） 邊地域政策部長、大屋政策企画課長、川合定住関係人口推進課長、
末岡地域活動支援課長、永田まちづくり社会教育課長、
濱見人権同和教育啓発センター所長
- （金城支所） 篠原支所長、岩崎金城分室長（防災自治課長）
- （旭支所） 西川支所長
- （弥栄支所） 馬場防災自治課長
- （教育委員会） 岡田教育長、河上教育部長、草刈教育総務課長、山口学校教育課長、
平岡学校教育課副参事、鳥居学校教育課学力向上推進室長、
田中文化スポーツ課長
- （監査委員） 右田監査委員事務局長
- （消防本部） 琴野消防長、田中総務課長、山下予防課長、森下警防課長、
赤岸通信指令課長

【事務局】 下間書記

【議題】

1 執行部報告事項

- (1) 令和4年度国県重点要望事項について 【該当課】
- (2) 令和2年国勢調査 浜田市人口速報集計結果について（地域別） 【総務課】
- (3) 令和3年度浜田市総合防災訓練について 【防災安全課】
- (4) 申請書等における押印等の見直しについて 【行財政改革推進課】
- (5) 「第2次浜田市総合振興計画 後期基本計画」策定方針について 【政策企画課】
- (6) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の概要及び過疎地域持続的発展
市町村計画の策定について 【政策企画課】
- (7) 令和2年度空き家バンク制度利用状況について 【定住関係人口推進課】
- (8) 浜田市地域協議会委員の選任について 【地域活動支援課】
- (9) 島根県立大学等の入学状況について 【地域活動支援課】
- (10) 令和2年度敬老福祉乗車券交付事業及び運転免許証自主返納等支援事業の申請実績等について 【地域活動支援課】
- (11) 令和2年度浜田市生活路線バス等の利用実績について 【地域活動支援課】

- (12) 令和3年度まちづくりセンター職員及びまちづくりコーディネーター名簿について 【まちづくり社会教育課】
- (13) 浜田市社会教育アドバイザー委嘱及び令和2年度の活動について 【まちづくり社会教育課】
- (14) 令和2年度浜田市立図書館の利用状況について 【教育総務課】
- (15) 令和2年度学力向上総合対策事業実績報告書について 【学校教育課】
- (16) 令和2年度青少年サポートセンターの利用状況について 【学校教育課】
- (17) 浜田市浜田城資料館の運営について 【文化スポーツ課】
- (18) 消防団車庫統合について 【警防課】
- (19) 浜田市消防団組織改編について 【警防課】
- (20) その他
- (配布物)
- ・災害対策基本法の改正に係るチラシについて 【防災安全課】
 - ・令和3年度園児・児童・生徒数一覧について 【教育総務課・学校教育課】
 - ・令和3年度学校職員名簿について 【学校教育課】
 - ・市有財産無償貸付契約書 【金城分室】

2 その他

- 3 はまだ議会だより読者アンケートに寄せられた意見等への対応協議について（委員間で協議）

令和4年度国県重点要望事項 総括表(県知事要望分)

部	No.	要 望 項 目
総務部	1	浜田港への海上自衛隊艦艇の物資補給基地誘致に向けた支援について
	2	米軍機による低空飛行訓練の中止について
産業経済部	3	島根県浜田沖合石油・天然ガスの資源開発促進について
地域政策部	4	地域公共交通の確保に対する支援について 【新規】
健康福祉部	5	医師・看護師等医療従事者確保対策について
産業経済部 都市建設部	6	重要港湾浜田港について
都市建設部	7	高規格道路の整備促進について
	8	矢原川ダムの事業推進について
教育部	9	オンライン授業等の教育環境整備にかかる財政支援について 【新規】
合 計		県知事要望 9件

総括表(部長以下要望分)

部	No.	要 望 項 目	備 考 (知事要望の有無)
総務部	10	浜田港への海上自衛隊艦艇の物資補給基地誘致に向けた支援について	○
	11	米軍機による低空飛行訓練の中止について	○
産業経済部	12	島根県浜田沖合石油・天然ガスの資源開発促進について	○
地域政策部	13	地域公共交通の確保に対する支援について 【新規】	○
健康福祉部	14	医師・看護師等医療従事者確保対策について	○
都市建設部 ※一部産業経済部	15	重要港湾浜田港について	○
		(1) 岸壁整備等港湾機能の強化について	○
		(2) 荷役業務の安全確保について	○
		(3) リーチスタッカーの整備について	
		(4) 貿易振興に対する支援について	○
		①浜田港国際定期コンテナ航路の維持について	○
		②浜田港振興会の運営支援について	
		③取扱貨物量の増加に向けた販路拡大及び市場開拓支援のための各種プロジェクトの推進について	
		④大型基幹貨物を取り扱う企業の誘致の推進について	
		(5) 浜田港の曳船（タグボート）の確保について	
		(6) 浜田港港湾施設使用料減免に係る対象貨物の拡充について	
都市建設部	16	高規格道路の整備促進について	○
	17	矢原川ダムの事業推進について	○
	18	本庁・支所間を20分で連絡する道路整備について	
		(1) 主要地方道弥栄旭インター線（小坂Ⅲ工区）	
		【継続事業分】	
		(1) 主要地方道	
		①弥栄旭インター線小坂Ⅱ工区(小坂)	
		(2) 林道	
		①林道金城弥栄線	
		②林道三隅線	
	19	まちづくりを支援する県道の幹線道路ネットワークの早期完成と生活関連道路の整備について	
		(1) 主要地方道浜田八重可部線の歩道整備について	
		(2) 主要地方道田所国府線の改良について	
		①上府工区（吉原橋付近～府城センター付近）	
		②本郷工区(浜田作木線交差点～木田境)	
		③戸川工区（新戸川橋～栃谷橋）	
		(3) 主要地方道浜田美都線の改良について	
		【継続事業分】	
		(1) 主要地方道	

部	No.	要 望 項 目	備 考 (知事要望の有無)
		①主要地方道田所国府線 入野工区	
		②主要地方道浜田八重可部線 後野工区、岩畳工区、今市2工区、都川2工区	
		③主要地方道浜田美都線 木都賀工区	
		④主要地方道桜江金城線 追原C工区	
		⑤主要地方道三隅美都線 河内工区	
	20	地域を支える道路網の整備について	
		(1) 一般国道186号について	
		①新犬戻りトンネルの計画について	
		②一般国道186号上来原～波佐地内路肩拡幅整備について	
		(2) 一般県道今福芸北線（久佐～小国）の改良について	
		(3) 一般県道一の瀬折居線（周布地～櫛田原）の改良について	
		(4) 一般県道浜田商港線の交差点改良について（起点側～青川バス停）	
		【継続事業分】	
		(1) 一般国道186号	
		①小国 I 工区（新笹ヶ峠トンネル）	
		②上来原工区（歩道整備）	
		③七条工区（歩道整備）	
		④長田2工区（雪寒対策）	
		(2) 県営農道整備事業	
		①農村地域防災減災事業（農村防災施設整備・緊急避難路整備）	
		②県営農村地域防災減災事業（農村防災施設整備・緊急避難路整備）	
		③県営一般農道（集落間）田原地区 【浜田】	
		(3) 一般県道等	
		①一般県道黒次安城浜田線 長見工区	
		②一般県道三隅井野長浜線 田橋2・3工区、三隅工区	
		③一般県道美川周布線 穂出工区	
		④一般県道波佐芸北線 波佐工区	
		⑤一般県道益田種三隅線 西河内工区	
		⑥一般県道一の瀬折居線 室谷工区	
	21	安全で安心して暮らせる県土を創る川づくりの推進について	
		(1) 小国川河川整備について	
		(2) 久佐川河川整備について 【新規】	
		【継続事業分】	
		(1) 周布川	
		(2) 下府川	
		(3) 唐鐘川	

部	No.	要 望 項 目	備 考 (知事要望の有無)
		(4) 久代川	
		(5) 三隅川	
		(6) 浜田川環境整備について（河内大橋上流部）	
	22	県民の生命や財産を守る砂防事業等の推進について	
		(1) 外ノ浦谷川砂防事業	
		【継続事業分】	
		(1) 急傾斜地崩壊対策事業について	
		①港町A地区	
		②高佐A地区	
		③白砂A地区	
		(2) 砂防事業について	
		①潰谷川	
		②本郷川	
		③治和川	
		④西旗竿谷川	
		⑤仲屋川（柳C）	
		⑥岡見団地A	
		(3) 地すべり対策事業について	
		①高野地区地すべり対策事業	
		②浜田第四期地区	
		③浜田地区地すべり防止施設長寿命化対策工事	
	23	海岸保全事業の促進について	
		【継続事業分】	
		三隅港海岸（湊浦地区）	
教育部	24	オンライン授業等の教育環境整備にかかる財政支援について	○
	25	島根県統一仕様もしくは複数市町村統一仕様の統合型校務支援システムの導入促進と財政支援について	
合 計		部長以下要望 16件（知事要望9件を含む）	

令和 4 年度国県重点要望事項

1 浜田港への海上自衛隊艦艇の物資補給基地誘致に向けた支援について

【要望先：防災部】

浜田港につきましては、国指定の重要港湾として整備され、官民一体となって利用促進に取り組んでいるところです。

日頃の海上自衛隊艦艇の公開や災害時における隊員の迅速かつ献身的な救助活動により、自衛隊に対する信頼感が高まってきており、海上自衛隊艦艇の浜田港寄港は、市民にとって大きな安心につながるものと考えております。また、地元経済にとりましても、海上自衛隊艦艇の物資の補給など、非常に大きな効果があるものと考えております。

つきましては、海上自衛隊艦艇の物資補給基地の誘致に向けてご支援を賜りますよう格別のご高配をお願いします。

2 米軍機による低空飛行訓練の中止について

【要望先：防災部】

知事におかれましては、米軍機の低空飛行訓練による騒音問題につきまして、米軍機騒音等対策協議会とともに外務省、防衛省に要望活動を行っていただき、深く感謝を申し上げます。

しかしながら、米軍機の低空飛行訓練による住民への耐え難い騒音被害は引き続き発生しており、事故への不安に悩まされるなど、日常生活に様々な悪影響を与え続けています。この現状に鑑み、低空飛行訓練が行われないよう、米軍関係当局に対し、更なる強力な対応をしてもらうよう、国への働きかけをお願いします。

また、騒音被害が解消されるまでの間、国が責任を持って騒音や安全性に対する住民の不安を軽減するための措置をとることについても、引き続き働きかけをお願いします。

3 島根県浜田沖合石油・天然ガスの資源開発促進について

【要望先：地域振興部】

島根県浜田市沖合において実施された国の基礎試錐事業において、ガスの兆候が確認され、更なる調査の実施が待たれるところです。

これまで、このエリアでの資源開発は、浜田市をはじめ島根県全体の経済活性化に大きく寄与するものと考え、地元経済団体とともに国へ更なる支援の要望活動を行ってまいりました。その際には島根県にもご協力をいただき、その可能性が広がっていることに対し、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルスの影響もありますが、引き続き、以下の 2 点について、関係機関への働きかけのご支援を賜りますよう格別のご高配をお願いいたします。

(1) 浜田沖の試掘権を 2024 年まで保有している事業者に対して、浜田港を活用し、探掘活動を継続していただくこと

(2) ガスが出た際には、島根県の経済活性化が図れるよう、精製基地を浜田港周辺用地に整備していただくこと

4 地域公共交通の確保に対する支援について【新規】

【要望先：地域振興部】

浜田市においては、一般旅客運送事業者による乗合運行や、市町村による有償運送、予約型乗合タクシーの運行を行っており、その経費について、「島根県生活交通確保対策交付金」

を交付していただき、交通手段の確保に努めています。

中山間地域において、持続可能な公共交通体系を維持するためには、ドア・トゥ・ドアで移動できるタクシーは、高齢者や障がい者などの重要な移動手段として、年々需要が高まっているところです。

近年、全国の中山間地域においては、地域住民のタクシー利用に関する支援制度の導入が増えており、当市においても、様々なタクシー利用に関する支援について、検討を進めているところです。

生活交通の利用者が減少していく中で、行政と沿線住民、事業者が一体となって地域住民の日常生活に必要な生活交通を確保するため、市町村が取り組むタクシー利用に関する支援策についても、上記交付金にメニューを追加されるとともに交付金予算総額を拡充していただきますよう、お願いいたします。

5 医師・看護師等医療従事者確保対策について

【要望先：健康福祉部】

医師をはじめとする医療従事者につきまして、奨学金制度や島根大学との連携、しまね地域医療支援センターのキャリア支援など、様々な取組を行っていただいております。深く感謝を申し上げます。

浜田圏域の医師の充足率においても、令和元年度の78.4%から令和2年度には77.2%へと維持をしております。

しかしながら、当市では、依然として中核病院における診療科の偏在が顕著であり、常勤医のいない診療科もあり、住民の不安は払拭されておられません。加えて、地域の医療を支える開業医の高齢化も進み、身近な医療機関の減少が危惧されております。

また、浜田医療センター附属看護学校については、国立病院機構本部の意向により運営の見直しが検討される中、当市としては、看護学校に通う学生に対し奨学金制度を新設し、学生の確保に努めているところであります。今後も継続的な支援についてお願いいたします。

医師の偏在解消に向け、地域の特性を踏まえた医師確保計画が着実に実行されることをお願いするとともに、今後も地域の実態に対応できるよう、医療従事者の確保や診療科の偏在の解消につきまして、引き続きご支援を賜りますよう格別のご高配をお願いいたします。

6 重要港湾浜田港について

【要望先：土木部（一部商工労働部）】

日本海側拠点港の浜田港は、県内唯一の国際貿易港として重要な役割を担っております。更なる物流機能の向上に格別のご高配をお願いします。

(1) 岸壁整備等港湾機能の強化について

近年、取扱貨物が多岐に渡るとともに輸送の効率化による大型船での貨物輸送が増えてきていますが、大型化する貨物船・クルーズ船への対応ができていない状況です。

つきましては、船舶大型化に向けて、岸壁整備等港湾機能の強化を促進していただきますようお願いいたします。

(2) 荷役業務の安全確保について

新北防波堤の整備促進について、引き続きご支援をお願いします。

(3) 貿易振興に対する支援について【要望先：商工労働部】【新規】

浜田港は島根県内唯一の国際貿易港であり、平成13年3月に国際定期コンテナ航路が開設し、平成31年1月には新たな船社の参入により週2便化されました。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、世界的なコンテナ不足に伴う海上運賃の急騰が続いている中、浜田港のコンテナ航路1便が令和3年3月22日をもって一時休止しました。

つきましては、浜田港国際定期コンテナ航路の維持及び取扱貨物の確保が急務になってお

り、地域経済を支える物流拠点として、更なるご支援をよろしくお願いします。

7 高規格道路の整備促進について

【要望先：土木部】

(1) 浜田自動車道における4車線化等の整備について

「高速道路における安全・安心基本計画」に基づき、浜田自動車道（瑞穂 IC～金城 PASIC）が4車線化の優先整備区間として選定されています。暫定2車線区間においては、大雪時の路肩排雪作業のための車線確保が困難であり、スタック車両を原因とする長時間の通行止めが発生することから、信頼性を確保するため4車線化等の整備について格別のご高配をお願いします。

(2) 三隅益田道路の事業推進について

三隅益田道路につきまして、浜田益田間の移動時間短縮と物流の効率化を実現するため、事業推進に格別のご高配をお願いします。

8 矢原川ダム事業の推進について

【要望先：土木部】

矢原川ダム事業につきましては、用地交渉が鋭意進められ、今年度から付替え県道の整備に着手されており感謝申し上げます。事業の推進に格別のご高配をお願いします。

9 オンライン授業等の教育環境整備にかかる財政支援について【新規】

【要望先：教育庁】

文部科学省が示す「GIGA スクール構想」に伴い、「児童生徒1人1台端末整備」及び「1人1台環境に耐えうる大容量高速化の校内通信ネットワーク整備」を令和2年度に完了しました。

当市としては、整備した児童生徒の端末を有効に活用するためには、指導者用端末の整備も同時に必要と考え、これについても1人1台端末整備を行ったところです。

この急速な学校 ICT 化を実現するにあたり、令和2年度は国庫補助制度を活用し整備できたが、今後に控えた更新に係る費用の財源確保に苦慮しております。

つきましては、整備した環境を維持し児童生徒の学びが確保できるよう、導入した端末やネットワーク環境を維持更新する経費への財政支援について、国への働きかけのご支援を賜りますよう格別のご高配をお願いいたします。

《以上県知事要望分》

《ここから部長以下要望分》

10 浜田港への海上自衛隊艦艇の物資補給基地誘致に向けた支援について

【要望先：防災部】

※知事要望に同じ

11 米軍機による低空飛行訓練の中止について

【要望先：防災部】

※知事要望に同じ

12 島根県浜田沖合石油・天然ガスの資源開発促進について

【要望先：地域振興部】

※知事要望に同じ

13 地域公共交通の確保に対する支援について【新規】

【要望先：地域振興部】

※知事要望に同じ

14 医師・看護師等医療従事者確保対策について

【要望先：健康福祉部】

※知事要望に同じ

15 重要港湾浜田港について

【要望先：土木部（一部商工労働部）】

日本海側拠点港の浜田港は、県内唯一の国際貿易港として重要な役割を担っております。更なる物流機能の向上に格別のご高配をお願いします。

(1) 岸壁整備等港湾機能の強化について

※知事要望に同じ

(2) 荷役業務の安全確保について

※知事要望に同じ

(3) リーチスタッカーの整備について

リーチスタッカーは導入から 10 年経過しており、故障した場合、コンテナ貨物の遅延や他港への貨物積みなど、船会社及び浜田港利用の関係企業に対し多大な損害が発生します。

つきましては、リーチスタッカーの早急な整備をお願いします。

(4) 貿易振興に対する支援について【要望先：商工労働部】

島根県内唯一の国際貿易港である浜田港の利用促進のため、次の点につきまして、ご支援賜りますよう格別のご高配をお願いします。

① 浜田港国際定期コンテナ航路の維持について

浜田港は島根県内唯一の国際貿易港であり、平成 13 年 3 月に国際定期コンテナ航路が開設し、平成 31 年 1 月には新たな船社の参入により週 2 便化されました。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、世界的なコンテナ不足に伴う海上運賃の急騰が続いている中、浜田港のコンテナ航路 1 便が令和 3 年 3 月 22 日をもって一時休止しました。

つきましては、浜田港国際定期コンテナ航路の維持及び取扱貨物の確保が急務になって

おり、地域経済を支える物流拠点として、更なるご支援をよろしく申し上げます。

② 浜田港振興会の運営支援について

事業者のニーズを踏まえた集荷対策には、効果的なポートセールス体制の整備を行い、航路の維持及び安定運航を確保することが必要です。また、浜田港港湾計画の実現には、取扱貨物量の増加に向けた取り組みが不可欠であり、その中心となる浜田港振興会の活動は重要性を増しています。

つきましては、浜田港振興会の役割にご理解をいただき、引き続き運営に対するご支援をお願いします。

③ 取扱貨物量の増加に向けた販路拡大及び市場開拓支援のための各種プロジェクトの推進について

浜田港におきましては、平成 13 年 3 月に国際コンテナ航路が開設され、平成 24 年 12 月には「日本海側拠点港」に選定され、島根県の貿易拠点として、アジアをはじめとする世界各国との更なる貿易促進・拡大が期待されます。

つきましては、取扱貨物量の増加に繋がる各種プロジェクトの実施や、販路拡大及び市場開拓の推進について、引き続きご支援をお願いします。

④ 大型基幹貨物を取り扱う企業の誘致の推進について

平成 29 年に改訂された浜田港港湾計画では、長浜地区、福井地区の新規岸壁の造成等が示されています。この計画が実現すると、大型船の入港が可能となり、国際定期コンテナ航路の週複便化など荷主に対する利便性の向上には、より多くの貨物の取り扱いが必要となります。

つきましては、県西部地域において大型基幹貨物（ベースカーゴ）を取り扱っていただける企業の誘致を推進していただきますようお願いいたします。

(5) 浜田港の曳船（タグボート）の確保について

近年、船舶の大型化が進み、大型貨物船やクルーズ船が浜田港に寄港していますが、その際、曳船による港湾内エリアへの誘導や、船首で大型船を押すなどの補助により、安全に離着岸できるようサポートをしています。

また、中国電力株式会社三隅発電所 2 号機建設計画では、令和 4 年 11 月に運転開始となり燃料を運ぶ石炭船の入出港に際して、浜田港常駐の曳船を現在の約 2 倍の応援派遣することが想定され、曳船の増配備が必要な状況であります。つきましては、島根県において浜田港の将来を見据えた曳船の確保について、ご検討いただきますようお願いいたします。

(6) 浜田港港湾施設使用料減免に係る対象貨物の拡充について

浜田港の港湾施設使用料は、利用促進のため各種減免措置を講じていただいておりますが、原木等の国内移出入貨物については従来どおりの使用料であり、県外他港と比較し高い状況です。

つきましては、県外他港との競争力を高め、取扱貨物量の増加と港の利用促進を図るため、ご配慮を賜りますようお願いいたします。

16 高規格道路の整備促進について

【要望先：土木部】

※知事要望に同じ

17 矢原川ダムの事業推進について

【要望先：土木部】

※知事要望に同じ

18 本庁・支所間を 20 分で連絡する道路整備について

【要望先：土木部】

島根県におかれましては、国道、主要地方道及び一般県道等の幹線道路整備を継続的に実施していただき厚くお礼を申し上げます。

地域間交流の活性化を図るため、次の区間の整備について、格別のご高配をお願いします。

(1) 主要地方道弥栄旭インター線（小坂Ⅲ工区）【弥栄】

高内～弥栄大橋間について、トンネルによる計画策定をお願いします。

【継続事業分】

次の区間について事業の促進をお願いします。

(1) 主要地方道

①弥栄旭インター線小坂Ⅱ工区（小坂）【弥栄】

(2) 林道

①林道金城弥栄線【金城・弥栄】

②林道三隅線【三隅】

19 まちづくりを支援する県道の幹線道路ネットワークの早期完成と生活関連道路の整備について

【要望先：土木部】

幹線道路は、市民生活や経済活動を営む上で重要な役割を持つ道路です。農林道と連結した幹線道路ネットワークの早期完成と生活関連道路の効率的な整備について、格別のご高配をお願いします。

(1) 主要地方道浜田八重可部線の歩道整備について【金城】

久佐川橋の前後 200m の区間について、生活改善センターへの歩行者の安全確保のため、歩道整備の検討をお願いします。

(2) 主要地方道田所国府線の改良について

次の区間の改良整備について、事業化の検討をお願いします。

①上府工区（吉原橋付近～府城センター付近）【浜田】

②本郷工区（浜田作木線交差点～木田境）【旭】

③戸川工区（新戸川橋～栃谷橋）【旭】

(3) 主要地方道浜田美都線の改良について【弥栄】

木都賀地内から市境までの改良整備について、格別のご高配をお願いします。

【継続事業分】

次の区間について事業の促進をお願いします。

(1) 主要地方道

①主要地方道田所国府線 入野工区【金城】

②主要地方道浜田八重可部線

・後野工区（佐野～国道 186 号）【浜田】

・岩畳工区（岩畳橋～押入橋）【旭】

・今市 2 工区（丸原地区～今市地区）【旭】

・都川 2 工区【旭】

③主要地方道浜田美都線 木都賀工区【弥栄】

④主要地方道桜江金城線 迫原 C 工区【金城】

⑤主要地方道三隅美都線 河内工区【三隅】

20 地域を支える道路網の整備について

【要望先：土木部】

安全で安心して暮らせるまちづくりの実現に向けた道路網整備について、格別のご高配をお願いします。

(1) 一般国道 186 号について【金城】

①新犬戻りトンネルの計画について

現在の犬戻りトンネルは旧規格のためトンネルの断面が小さく、大型車両の通行に支障をきたしています。つきましては、新たなトンネル計画の検討をお願いします。

②一般国道 186 号上来原～波佐地内路肩拡幅整備について

当区間は路肩幅員が狭いため、降雪時に大型車両同士の離合に注意を要する場面が多く発生します。また、道路側溝が路面よりも低い位置にあるため、車両の脱輪や路外逸脱の危険性が高い箇所でもあります。安全通行のための改善策の検討をお願いします。

(2) 一般県道今福芸北線（久佐～小国）の改良について【金城】

本路線は小国地区の生活道路であり、今福地区と小国地区を結ぶ幹線道路です。幅員狭小区間と落石危険箇所が多く通行に支障があるため、引き続いての改良整備をお願いします。

(3) 一般県道一の瀬折居線（周布地～櫟田原）の改良について【三隅】

三隅町周布地～櫟田原間は、狭小で交通難所となっているため、この区間のトンネルによる整備について検討をお願いします。

(4) 一般県道浜田商港線の交差点改良について（起点側～青川バス停）【浜田】

本路線の起点側交差点部分（国道 9 号合流部）は、それまでの 2 車線から 1 車線と幅員が狭くなっているため、車両の離合が困難な状況となっています。特に大型車が通行する際は、対向車が交差点に進入できず、交通の流れが阻害される場面が多発しています。つきましては、交差点の改良に向けた検討をお願いします。

【継続事業分】

次の区間について事業の促進をお願いします。

(1) 一般国道 186 号

①小国Ⅰ工区(新笹ヶ峠トンネル)【金城】

②上来原工区(歩道整備)【金城】

③七条工区(歩道整備)【金城】

④長田 2 工区(雪寒対策)【金城】

(2) 県営農道整備事業(農村地域防災減災事業)

①新開佐野地区(緊急避難路整備)【浜田・金城】

②横山地区(緊急避難路整備)【浜田】

③笹目原地区(農道防災対策工事)【弥栄】

(3) 一般県道等

①一般県道黒沢安城浜田線 長見工区(名古田橋～新福永橋)【浜田】

②一般県道三隅井野長浜線

・田橋 2 工区、3 工区(牛谷)【浜田】

・三隅工区(三隅神社～浄蓮寺峠)【三隅】

・井野工区(下今明～小原)【三隅】

③一般県道美川周布線 穂出工区【浜田】

④一般県道波佐芸北線 波佐工区【金城】

⑤一般県道益田種三隅線 西河内工区【三隅】

⑥一般県道一の瀬折居線 室谷工区【三隅】

21 安全で安心して暮らせる県土を創る川づくりの推進について

【要望先：土木部】

水害や土砂災害から住民の生命財産を守り、安全で安心して暮らせるまちづくりのために

は、治水事業を計画的に実施することが重要です。

新規河川改修事業の導入について格別のご高配をお願いします。

(1) 小国川河川整備について【金城】

生活の安全と農地保全の対策として、①老朽化した県道兼用護岸（空石積）の改修 ②住宅が隣接する天然護岸（山崎橋下流部）の整備をお願いします。

また、浜田市が将来実施を予定する谷口橋架け替えの際は、それに併せた上下流護岸の改修についてご検討をお願いします。

(2) 久佐川河川整備について【金城】【新規】

久佐川につきましては、平成 21 年から 24 年にかけて改修工事が実施されましたが、上流部の小原谷川合流部から三谷橋付近が未改修のため、この区間の整備手法についてご検討をお願いします。

【継続事業分】

河口堆積土砂等の浚渫について適時適切な実施をお願いします。

(1) 周布川【浜田】

冬場の波浪による、導流堤から右岸側への堆砂を原因として、係留施設への出入りの障害や水位上昇に伴う小河川の氾濫が発生するため、定期的な浚渫による河口閉塞の解消をお願いします。

(2) 下府川【浜田】

掘込河道で計画された下府川下流部は、海浜部からの流砂により河口埋塞の恐れがあります。定期的な浚渫をお願いします。

(3) 唐鐘川【浜田】

波浪により河口が閉塞し流水停滞が多発するため、定期的な浚渫をお願いします。

(4) 久代川【浜田】

久代川の河口法線（海浜部）は大きく東側へ蛇行している上に、流砂による埋塞のため、豪雨時には排水不良による床下浸水が発生しています。定期的な浚渫による河積断面の確保をお願いします。

(5) 三隅川【三隅】

三隅川河口部は、波浪による海浜部からの流砂により河口閉塞の恐れがあります。定期的な浚渫による河積断面の確保をお願いします。

(6) 浜田川環境整備について（河内大橋上流部）【浜田】

河川断面内に繁茂した草木の除去をお願いします。

22 県民の生命や財産を守る砂防事業等の推進について

【要望先：土木部】

浜田市は、海・山の豊かな自然環境に恵まれている反面、市域の大部分が山地であり、住家の多くが山際や谷あいの狭い平地に密集しているため、土砂災害危険箇所が多く点在しています。

住環境の安全と県民の生命、財産を守る砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業の促進をお願いします。

(1) 外ノ浦谷川砂防事業【浜田】

県単独事業での実施をお願いします。

【継続事業分】

引き続き事業の促進をお願いします。

(1) 急傾斜地崩壊対策事業について【浜田・三隅】

①港町 A 地区 ②高佐 A 地区 ③白砂 A 地区

(2) 砂防事業について【浜田・旭・三隅】

①潰谷川 ②本郷川 ③治和川 ④西旗竿谷川 ⑤仲屋川（柳 C）

- ⑥岡見団地 A
- (3) 地すべり対策事業について 【浜田・三隅・弥栄】
 - ①高野地区地すべり対策事業
 - ②浜田第四期地区地すべり対策事業
 - ③浜田地区地すべり防止施設長寿命化対策工事

23 海岸保全事業の促進について

【要望先：土木部】

【継続事業分】

引き続き事業の推進をお願いします。
三隅港海岸（湊浦地区）

24 オンライン授業等の教育環境整備にかかる財政支援について【新規】

【要望先：教育庁】

※知事要望に同じ

25 島根県統一仕様もしくは複数市町村統一仕様の統合型校務支援システムの導入促進と財政支援について

【要望先：教育庁】

校務の効率化と教職員の勤務時間削減に効果が高い「統合型校務支援システム」の導入について、全県統一仕様の校務支援システムの導入を再度検討いただきますようお願いいたします。併せて、都道府県単位のシステムの導入だけでなく、複数市町村統一仕様の校務支援システムの導入についても、財政支援を拡充するよう、国への働きかけを要望いたします。



令和2年国勢調査 浜田市人口速報集計結果について（地域別）

10月1日を調査期日として実施した、令和2年国勢調査における地域別人口速報値をお知らせします。

浜田市全体の人口は54,622人となり、5年前に実施した平成27年国勢調査人口58,105人から3,483人の減少となりました。

人口を地域別にみると、ほとんどの地域で人口減少がみられました。特に旭地域においては、矯正施設の訓練生が前回の1,360人から443人減少したため17.3%の減となっています。

一方で三隅火電二号機建設工事の関係で多数の工事関係事業者が滞在しているため、三隅地域では前回よりも143人（2.3%）の人口増加が見られました。

地域	令和2年国勢調査結果 (速報値)		平成27年国勢調査結果		増 減		
	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口増減 (人)	増減率 (%)	世帯増減 (世帯)
浜 田	39,397	17,966	41,777	18,399	▲ 2,380	▲ 5.7	▲ 433
金 城	4,091	1,537	4,426	1,641	▲ 335	▲ 7.6	▲ 104
旭	3,507	1,131	4,243	1,215	▲ 736	▲ 17.3	▲ 84
弥 栄	1,168	490	1,343	531	▲ 175	▲ 13.0	▲ 41
三 隅	6,459	3,240	6,316	2,712	143	2.3	528
浜田市	54,622	24,364	58,105	24,498	▲ 3,483	▲ 6.0	▲ 134

※ 島根あさひ社会復帰促進センター入所者 … 917人（前回調査時1,360人）
世帯数 … 9世帯（収容棟ごとに1世帯と計上）

＜参 考＞ 国勢調査人口・世帯数と住民基本台帳人口・世帯数との比較

地域	令和2年国勢調査結果 (速報値)		令和2年10月1日 住民基本台帳		住民登録人口との差 (国調人口－住基人口)	
	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)
浜 田	39,397	17,966	38,951	19,408	446	▲ 1,442
金 城	4,091	1,537	4,107	1,878	▲ 16	▲ 341
旭	3,507	1,131	2,672	1,353	835	▲ 222
弥 栄	1,168	490	1,214	662	▲ 46	▲ 172
三 隅	6,459	3,240	5,794	2,813	665	427
浜田市	54,622	24,364	52,738	26,114	1,884	▲ 1,750

合併以降の人口、世帯数の推移

【人口の推移】

年 次	全体	浜田	金城	旭	弥栄	三隅
平成17年	63, 046	45, 910	4, 976	2, 978	1, 612	7, 570
平成22年	61, 713	43, 905	4, 622	4, 888	1, 494	6, 804
増減数（増減率）	▲ 1, 333（▲ 2. 1）	▲ 2, 005（▲ 4. 4）	▲ 354（▲ 7. 1）	1, 910（64. 1）	▲ 118（▲ 7. 3）	▲ 766（▲ 10. 1）
平成27年	58, 105	41, 777	4, 426	4, 243	1, 343	6, 316
増減数（増減率）	▲ 3, 608（▲ 5. 8）	▲ 2, 128（▲ 4. 8）	▲ 196（▲ 4. 2）	▲ 645（▲ 13. 2）	▲ 151（▲ 10. 1）	▲ 488（▲ 7. 2）
令和2年	54, 622	39, 397	4, 091	3, 507	1, 168	6, 459
増減数（増減率）	▲ 3, 483（▲ 6. 0）	▲ 2, 380（▲ 5. 7）	▲ 335（▲ 7. 6）	▲ 736（▲ 17. 3）	▲ 175（▲ 13. 0）	143（2. 3）

【世帯数の推移】

年 次	総数	浜田	金城	旭	弥栄	三隅
平成17年	25, 023	18, 554	1, 685	1, 107	634	3, 043
平成22年	24, 972	18, 584	1, 704	1, 314	591	2, 779
増減数（増減率）	▲ 51（▲ 0. 2）	30（0. 2）	19（1. 1）	207（18. 7）	▲ 43（▲ 6. 8）	▲ 264（▲ 8. 7）
平成27年	24, 498	18, 399	1, 641	1, 215	531	2, 712
増減数（増減率）	▲ 474（▲ 1. 9）	▲ 185（▲ 1. 0）	▲ 63（▲ 3. 7）	▲ 99（▲ 7. 5）	▲ 60（▲ 10. 2）	▲ 67（▲ 2. 4）
令和2年	24, 364	17, 966	1, 537	1, 131	490	3, 240
増減数（増減率）	▲ 134（▲ 0. 5）	▲ 433（▲ 2. 4）	▲ 104（▲ 6. 3）	▲ 84（▲ 6. 9）	▲ 41（▲ 7. 7）	528（19. 5）

【参考】住民基本台帳人口の推移

年 次	総数	浜田	金城	旭	弥栄	三隅
平成17年	63, 527	46, 001	5, 170	3, 088	1, 694	7, 574
平成22年	60, 090	43, 680	4, 805	3, 236	1, 542	6, 827
増減数（増減率）	▲ 3, 437（▲ 5. 4）	▲ 2, 321（▲ 5. 0）	▲ 365（▲ 7. 1）	148（4. 8）	▲ 152（▲ 9. 0）	▲ 747（▲ 9. 9）
平成27年	56, 877	41, 724	4, 458	2, 958	1, 385	6, 352
増減数（増減率）	▲ 3, 213（▲ 5. 3）	▲ 1, 956（▲ 4. 5）	▲ 347（▲ 7. 2）	▲ 278（▲ 8. 6）	▲ 157（▲ 10. 2）	▲ 475（▲ 7. 0）
令和2年	52, 738	38, 951	4, 107	2, 672	1, 214	5, 794
増減数（増減率）	▲ 4, 139（▲ 7. 3）	▲ 2, 773（▲ 6. 6）	▲ 351（▲ 7. 9）	▲ 286（▲ 9. 7）	▲ 171（▲ 12. 3）	▲ 558（▲ 8. 8）

令和 3 年度 浜田市総合防災訓練

総務部防災安全課

- ・日時 令和 3 年 6 月 6 日（日） 09：00～12：00
- ・場所 ふれあいジム・かなぎ、三隅支所

訓練方針

- ・コロナ禍でも実施可能な訓練



「参加者を防災士・自主防災組織に限定した避難所設営訓練」

感染症対策について

- ・動線の制限、常時換気、各場所に消毒液の設置を行うなど、十分な対策を講じる
- ・ふれあいジム・かなぎにおいては、不特定多数が集まることを避けるため、訓練参加者を市の防災担当職員、防災士、自主防災組織に限定し、一般住民等の参加や見学は実施しない

中止基準の設定

- ・島根県において、**緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置**が発令されている場合（県独自の緊急事態宣言に類するものを含む）
- ・**5 月 23 日以降**（開催日まで **2 週間以内**）浜田市において、陽性者が発生した場合
- ・大雨等の実災害のおそれがある場合

訓練概要

1 避難所設営訓練及び地域防災士養成のための啓発活動（ふれあいジム・かなぎ）

目 的

○自主防災組織の意識向上

避難所の設営には、自主防災組織の力が必要不可欠であるため

○地域防災リーダーの養成啓発

自主防災組織の機能向上を目指し、防災士資格取得を啓発するため
令和 3 年度から、防災士資格取得の予算を増額

- ・1 部 09：00～11：00（予定）
防災士と自主防災組織で、避難所設営訓練や簡易担架での搬送訓練等を実施
- ・2 部 11：10～12：00（予定）
自主防災組織内へ新たな防災士を養成するための講習を実施

2 初動避難訓練（三隅地域のみで実施）

- ・今年度も避難行動を行わず、電話連絡訓練のみ実施する

申請書等における押印等の見直しについて

住民、事業者（以下「市民等」という。）から市に提出される書類への押印、署名について、市民等の利便性向上の観点から、その義務付けを見直します。

なお、国の法令等により押印や署名が求められている手続きについても、国の法令等の改正状況にあわせた対応を行います。

1 見直し結果

- | | |
|------------------|-----------------|
| ○ 押印の義務付けを見直す手続き | 1,708 件（89％）注 1 |
| ○ 押印を求める手続き | 218 件（11％）注 2 |

注 1 令和 3 年 4 月 1 日を基準として既に見直し済みの申請書等を含む。

注 2 押印を求める理由等

- ・国の法令又は県の条例等に押印、署名の根拠があるもの 186 件
（国県の動向を踏まえて、見直し時期をあわせるものを含む。）
- ・実印、登記印を求め、印鑑証明書と照合するもの 13 件
- ・契約書、請書、入札書、見積書等 19 件

2 申請書等における押印等の見直し方針

裏面のとおり

申請書等における押印等の見直し方針

令和 3 年 3 月 浜田市

基本的な考え方

住民、事業者(以下「市民等」という。)から市に提出される書類への押印、署名について、市民等の利便性向上の観点から、その義務付けを見直すもの

基準1 押印を求めるもの

- (1) 国の法令又は県の条例等に押印、署名の根拠があるもの
- (2) 実印・登記印(個人において登録された印鑑(印章)又は法人において登録された代表者印)を求め、印鑑証明書と照合するもの
- (3) 契約書(契約書としての性質を備える協議書、覚書等を含む)、請書、入札書、見積書

基準2 署名(又は記名押印)を求めるもの

- (1) 国の法令及び県の条例等により署名が義務付けられているもの
- (2) 本人の意思による申請であることを署名により担保する必要があるもの
 - ア 補助金関係書類、手当支給など金銭等の給付を伴う手続きの申請書
 - イ 許可申請書など本人や第三者に不利益が生じるおそれのあるものただし、各手続きの本人確認の必要性の度合いを踏まえ、署名又は記名押印以外の方法による本人確認が可能な手続きについては、記名とする。
- (3) 診断書、意見書、証明書、委任状など、本人以外が作成する申請書の添付書類として作成するもので、当該書類の記載が作成者の意思によるものであることを署名により担保する必要性があるもの

基準3 記名のみとするもの(原則、メールによる提出も可とする。)

上記基準1、基準2以外のもの

- (1) 施設の利用申し込み、閲覧、縦覧の申請書など対象が不特定の者で押印や署名による本人意思の確認が不要なもの
- (2) 届出事項の変更など単に事実・状況を把握することのみを目的としているもの(補助金、給付金等の変更申請書、実績報告書、請求書)

第 2 次浜田市総合振興計画 後期基本計画 策定方針

令和 3 年 4 月
地域政策部 政策企画課

1 計画策定に向けた考え方

(1) 背景

本市は人口減少に歯止めがかからず、特に若者世代の人口流出、それに伴う出生数の減少への早急な対策が求められている中、新型コロナウイルスの感染が拡大により、新たな生活様式に対応した施策の展開も必要となっています。

また、今年 4 月には「浜田市協働のまちづくり推進条例」が施行され、市民等と協働による新たなまちづくりに向けたスタートが切られます。

(2) 趣旨

本市は、平成 27 年に策定した「浜田市総合振興計画前期基本計画」に基づき、総合的かつ計画的な政策・施策を推進しています。

また、本市が直面している人口減少・少子化に対応するため、「浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生に資する施策を推進しています。また、令和 2 年度には「浜田で出会い・結婚・出産・子育て応援プログラム」を核とした「浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略プラス」を策定し、更なる少子化対策に取り組むこととしました。

なお、これらの計画については、これまでも一体的に取り組を進めており、今後も同様に推進していく必要があることから、2 つの計画を一本化し、総合振興計画後期基本計画として策定することとします。

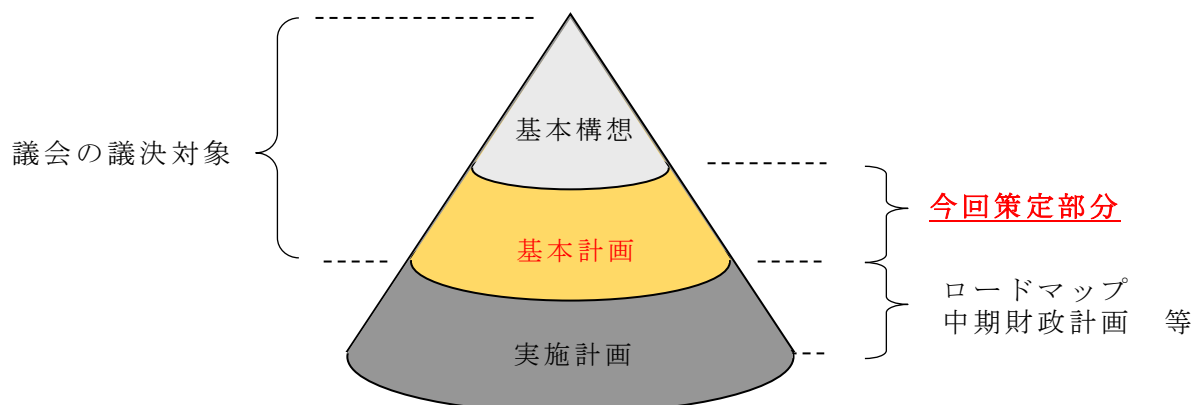
(3) 計画の名称

「第 2 次浜田市総合振興計画 後期基本計画」とし、今後検討します。

(4) 計画の構成

計画の構成は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」とします。

なお、基本構想については現行のまま引き継ぎます。



【参考】後期基本計画のイメージ

総合振興計画	総合戦略
第1章 序論 第2章 基本構想 ○ 基本方針 ○ 将来像 ○ 基本構想の期間 ○ まちづくりの大綱 ○ 基本指標 ○ 土地利用構想	人口ビジョン ○ 人口動向 ○ 将来人口の推計 ○ 人口の将来展望
第3章 前期基本計画 第1節 計画の概要 第2節 まちづくりの展開 第3節 部門別計画 第4節 自治区別計画 第5節 開かれた行財政運営の推進	総合戦略 ○ 基本目標 ○ 具体的な施策 ○ 重要業績評価指標

総合振興計画 後期基本計画
第1章 序論 計画の概要及び人口ビジョン ○ 人口動向 ○ 将来人口の推計 ○ 人口の将来展望
第2章 基本構想⇒後期基本計画へ引き継ぎ ○ 基本方針 ○ 将来像 ○ まちづくりの大綱 ○ 土地利用構想 ○ 基本指標 ⇒目標値を見直し検討 現計画R7年度目標値:人口 52,000 人 出生数 400 人/年 社会増減数△200 人/年
第3章 後期基本計画 第1節 計画の概要 第2節 まちづくりの展開 ⇒ 人口減少対策として総合戦略を掲載 第3節 部門別計画 (○ 具体的な施策・○ 重要業績評価指標) 第4節 地域別計画 第5節 開かれた行財政運営の推進 第6節 浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ○ 基本目標 ○ 基本目標と施策の基本方向 ○ 長期の目標 現在目標値見直しを検討 合計特殊出生率 2.17 【2040】、社会増減数±0 【2040】、人口 37,600 人 【2060】

※ 網掛け部分がこのたび策定を要する部分

2 計画の構成と期間

(1) 基本構想

当市の「将来像」とまちづくりの基本的方向である「まちづくり大綱」を示したものです。計画期間は平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間となっていることから、今回はこの内容を引き継ぎます。

(2) 基本計画

基本構想を実現するための基本的なまちづくりの施策大綱を示し、各分野の現状と課題、基本的な方針を総合的に体系化して示します。

また、各分野の主要施策について、その成果指標となる「代表的な目標」を設定します。

(3) 実施計画

具体的な事業や取組については、施政方針に基づく、「元気な浜田」をつくるためのロードマップや中期財政計画と連動しながら実施します。

(4) 計画の期間

計画期間は、市長の任期に合わせて 4 年とし、計画期間内に方針変更があった場合は、一部を変更することができることとします。

〔計画期間〕 前期基本計画 平成 28 年度～令和 3 年度（6 年間）

後期基本計画 令和 4 年度～令和 7 年度（4 年間）

■ 計画期間のイメージ

年度 計画	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
市長任期										
基本構想	将来像の目標年次（10 年後）									
基本計画	前期基本計画（6 年）					後期基本計画（4 年）				
実施計画	※ 毎年ローリング					※ 毎年ローリング				

3 計画策定の視点

(1) 行政経営の指針としての計画づくり

市民の皆さんとの協働により、浜田らしい魅力あるまちづくりを推進していくため、より分かりやすい行政経営の指針として策定します。

(2) 各種計画等との整合

ア 前期基本計画との関係

前期基本計画の進捗状況を踏まえ、今後も取組が必要な内容があれば、引き継ぐことを可能とします。

イ その他個別計画との整合

その他、各分野の個別計画と整合した計画とします。

(3) 浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略との一本化

2つの計画について、重複した内容も多かったことから、今回の後期基本計画策定を機に一本化します。

なお、令和2年度に策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略プラス」については、後期基本計画に引き継ぐこととし、継続して取り組むこととしています。

(4) 市民等の意見を反映した計画づくり

浜田市総合振興計画審議会に諮問し、市民や地域、各種団体等、より多くの方の意見を聴きながら、施策等に反映できる計画とします。

〔市民委員会、中・高校生アンケート、各種団体ヒアリング〕

(5) 進捗管理と評価の仕組みづくり

毎年の進捗状況の評価を行い、今後の施策や事務事業を見直すことができる計画とします。

(6) SDGsの視点を取り入れた計画づくり

「持続可能な開発目標」が平成27年の国連サミットで採択されました。本市も国際社会の一員として、このSDGsの考え方を取り入れた計画を策定します。

4 策定体制

(1) 市民参画体制

ア 浜田市総合振興計画審議会

識見者や各種団体・関係機関者等で構成する「浜田市総合振興計画審議会」に諮問し、多様な観点を盛り込んだ計画案（答申）を基に策定します。

イ 市民意見の聴取

多くの市民等の意見を伺うため、市民委員会等を開催するとともに、市議会や各種団体、各地域協議会等の意見を考慮して策定します。

ウ パブリックコメント（意見公募）

市民の意見を広く求めるため、パブリックコメント（意見公募）を行い、意見を考慮して策定します。

エ （仮称）協働のまちづくり検討部会

協働のまちづくりに関する推進計画の策定、およびその進捗状況の検証、また、まちづくりセンターの検証を行うため、浜田市総合振興計画審議会の下部組織として、（仮称）協働のまちづくり検討部会を設置します。

(2) 庁内体制

ア 庁議

計画案を審議し、決定します。

イ 浜田市総合振興計画策定委員会（人口減少問題対策本部会議）

市長、副市長、教育長、部長級等を構成員とし、全庁的な見地で計画案を検証・審議します。

ウ 浜田市総合振興計画調査検討委員会 主管課長を主な構成員とし、必要な調査・検討を行い、計画案を作成します。

エ 浜田市総合振興計画庁内ワーキンググループ

課長級を構成員とし、大綱にある7つの部門ごとに計画素案の作成作業を行います。

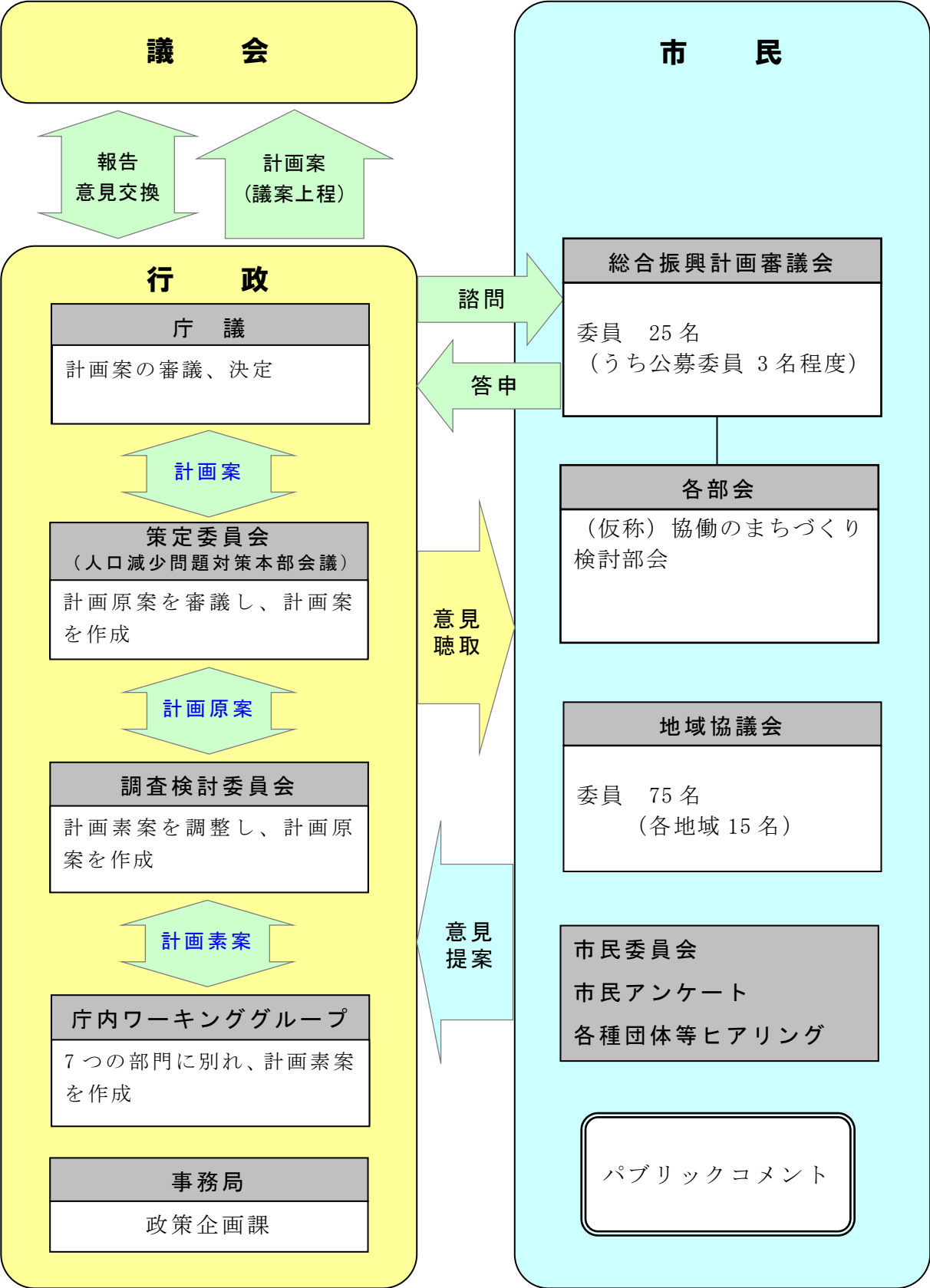
オ 事務局

事務局を政策企画課に置き、計画策定に係る全般の調整及び庶務を行います。

5 策定スケジュール（案）

月	主要日程	市議会	審議会	庁内会議		
				庁議	策定委員会	検討委員会
4月						
	策定方針決定			☆ (策定方針)	第1回	
5月						第1回
	中・高生向けアンケート					
	前期計画総括 (現状、課題等整理)	説明 (策定方針)				素案作成
6月			公募委員募集			
	地域協議会へ説明					
	市民委員会（第1回）		委員選出			第2回
7月	市民委員会（第2回）		第1回 (諮問) (人口推計等)		第2回 (現状と課題)	
			第2回 (現状と課題)			原案作成
8月		状況報告				
			第3回 (原案検討)		第3回 (原案検討)	第3回
9月	審議会中間答申		第4回 (中間答申)		第4回 (中間答申案)	
	パブリックコメント 地域協議会へ意見聴取 市民委員会（第3回）	意見交換				
10月	※ 選挙					
	最終答申 (会長・副会長)		第5回 (答申案)		第5回 (最終答申案)	
11月		意見交換			案作成	
	内部決定			☆ (計画案決定)		
	議案提出					
12月		提案(議決)				
	印刷発注（本編、概要版）		第6回 (最終報告)			
1月	地域協議会へ報告 市民委員会（第4回）					
2月						
3月						
4月	計画書配布	計画書配付				

策定体制及びフロー図





浜田を元気にしたい 募集!

これからの浜田の未来の設計図

「第2次浜田市総合振興計画後期基本計画」と
「浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」
を策定します。

これらの計画策定に、多くの市民の皆さんの意見を盛り込むため、下記の委員を募集します。“浜田を元気にしたい”という想いをお持ちの皆さんのご応募をお待ちしていますので、お気軽にご応募ください。



募集1 元気な浜田づくり市民委員会 80名募集

募集2 浜田市総合振興計画審議会(公募委員) 3名募集

応募資格	令和3年6月1日現在で、市内に居住し、又は通勤若しくは通学している18歳以上の人(市職員、市議会議員を除く)。平成27年開催の100人委員会に参加された方も応募可能(ただし、定員の半数程度を予定)
応募方法	所定の様式に必要事項を記載し、郵送、ファックス、Eメール又は持参してください。
応募締切	令和3年6月14日(月)必着(郵送の場合は当日消印有効)
選考結果	参加申込書の内容を審査し、申込者全員にお知らせします。
報酬	報酬はありません。
開催予定※	●第1回 令和3年6月27日(日) 会場:ふれあいジム・かなぎ (浜田市金城総合運動公園)※市役所から送迎あり 午後1時～午後5時(4時間) [内容] ①趣旨・日程説明 ②浜田市概況データ説明 ③ワークショップ
	●第2回 令和3年7月5日(月) 会場:ふれあいジム・かなぎ (浜田市金城総合運動公園)※市役所から送迎あり 午後7時～午後9時(2時間) [内容] ①ワークショップ(意見交換) “こんな浜田市にしたい”等 ②ワークショップのまとめ

応募資格	左記の募集①「元気な浜田づくり市民委員会」参加者であること
任期	令和3年7月～令和7年3月31日(4年間)
応募方法	左記、募集①「元気な浜田づくり市民委員会」に同じ
応募締切	左記、募集①「元気な浜田づくり市民委員会」に同じ
選考結果	参加申込書の内容を審査し、申込者全員にお知らせします。
報酬	委員として会議に出席された場合、市の規定により支払います。
以下の点にご留意いただき、応募をお願いします。 ①令和3年度は、全6回の開催予定であること。 ②基本的に平日の午後6時以降に開催予定であること。 ③総合振興計画の実施計画の一つである「浜田市教育振興計画」を策定するための浜田市教育振興計画審議会委員として同審議会にも参加いただくこと。 (任期:令和4年3月まで)	

※新型コロナウイルス感染症の拡大により中止になる場合もあります。

【応募・お問合せ先】浜田市地域政策部 政策企画課 〒697-8501 浜田市殿町1番地
TEL.0855-25-9200 FAX.0855-23-1866 E-mail. seisaku@city.hamada.lg.jp

応募申込書は裏面

応募締切 令和3年6月14日(月)

「元気な浜田づくり市民委員会」応募申込書

※太枠の中をご記入ください。

ふりがな			性別	年齢
氏名			男・女	満歳 令和3年6月1日現在
住所	(〒 -)			
連絡先	電話番号	※昼間に連絡がとれる電話番号をご記入ください。		
	E-mail	@		
職業 該当するものに○を付けてください。	1. 農林業 2. 水産業 3. 製造業 4. 建設業 5. 小売・卸売業 6. 飲食・宿泊業 7. 医療・福祉 8. サービス業 9. 学生 10. 公務員 11. 無職 12. その他()			
参加申込の動機(元気な浜田づくりへの意見) ※元気な浜田をつくるためのご意見や想いなどを簡潔にご記入ください。				
参加を希望するワークショップの部門 ※参加希望のグループを次の1～7のうちから、それぞれ1つ選んで○を付けてください。できるだけご希望のグループに振り分けさせていただきます。				
第1希望		1. 産業経済 2. 健康福祉 3. 教育文化 4. 環境 5. 生活基盤 6. 防災・防犯・消防 7. 地域振興		
第2希望		1. 産業経済 2. 健康福祉 3. 教育文化 4. 環境 5. 生活基盤 6. 防災・防犯・消防 7. 地域振興		

「浜田市総合振興計画審議会(公募委員)」応募申込書 (兼「浜田市教育振興計画審議会委員」応募申込書)

氏名	元気な浜田づくり市民委員会に参加し、浜田市総合振興計画審議委員に応募します。
----	--

※この申込書は返却しませんので、ご了承ください。

※記入いただいた個人情報、他の目的には使用しません。

※受付欄

応募締切 令和3年6月14日(月)

浜田市地域政策部 政策企画課 行



FAX.0855-23-1866

〒697-8501 浜田市殿町1番地
E-mail seisaku@city.hamada.lg.jp

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の概要 及び過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和 3 年 3 月 31 日に公布され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されました。

この度の法制定により、当市は「過疎地域」から「みなし過疎地域」（法第 42 条）に変わり、新たな過疎地域持続的発展市町村計画の策定に向けた準備を進めます。

1 過疎法制定の変遷

- 昭和 45 年 「過疎地域対策緊急措置法」制定
- 昭和 55 年 「過疎地域振興特別措置法」制定
- 平成 2 年 「過疎地域活性化特別措置法」制定
- 平成 12 年 「過疎地域自立促進特別措置法」制定
- 平成 22 年 「過疎地域自立促進特別措置法」一部改正（6 年間の延長）
- 平成 28 年 「過疎地域自立促進特別措置法」一部改正（5 年間の延長）
- 令和 3 年 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」制定

2 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の概要

（1）過疎対策事業債の対象の追加

旧簡易水道施設の整備や、民間のへき地診療所等に対する補助を対象経費に追加。

（2）減価償却の特例の拡充

過疎地域における事業用設備等に係る減価償却の特例について、対象業種に「情報サービス業等」を追加、新增設以外の改築、修繕等を追加、取得価額要件の引下げ。

（3）地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の拡充

過疎地域における地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置について、対象業種に「情報サービス業等」を追加、新增設以外の改築、修繕等を追加、取得価額要件の引下げ。

（4）配慮措置

法の目的、過疎対策の目標を踏まえるとともに、条件不利地域に関する法律（離島振興法等）の規定を踏まえ、「人材の確保・育成」、「産業振興」、「観光振興・交流の促進」等の項目を追加するなど、内容を充実。

3 過疎地域持続的発展市町村計画の策定

現行の「浜田市過疎地域自立促進計画」（平成 28 年度～令和 2 年度）を基に、「第 2 次浜田市総合振興計画」及び「浜田市公共施設等総合管理計画」に即して策定します。

(1) 計画概要

(1)名称	浜田市過疎地域持続的発展計画	浜田市過疎地域自立促進計画
(2)計画期間	令和 3 年度～令和 7 年度（5 年間）	平成 28 年度～令和 2 年度（5 年間）
(3)構成	1. 基本的な事項 2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 3. 産業の振興 4. 地域における情報化 5. 交通施設の整備、交通手段の確保 6. 生活環境の整備 7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 8. 医療の確保 9. 教育の振興 10. 集落の整備 11. 地域文化の振興等 12. 再生可能エネルギーの利用の推進 13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項 14. 過疎地域持続的発展特別事業（一覧表）※ソフト事業	1. 基本的な事項 2. 産業の振興 3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進 4. 生活環境の整備 5. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 6. 医療の確保 7. 教育の振興 8. 地域文化の振興等 9. 集落の整備 10. その他地域の自立促進に関し必要な事項 11. 過疎地域自立促進特別事業（一覧表）※ソフト事業

(2) 追加記載項目

- ・ 目標（人口に関する目標値等）、達成状況の評価手続き。
- ・ 減価償却の特例及び地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の適用要件となる産業振興促進事項。

(3) 策定期間

令和 3 年 12 月議会で策定予定

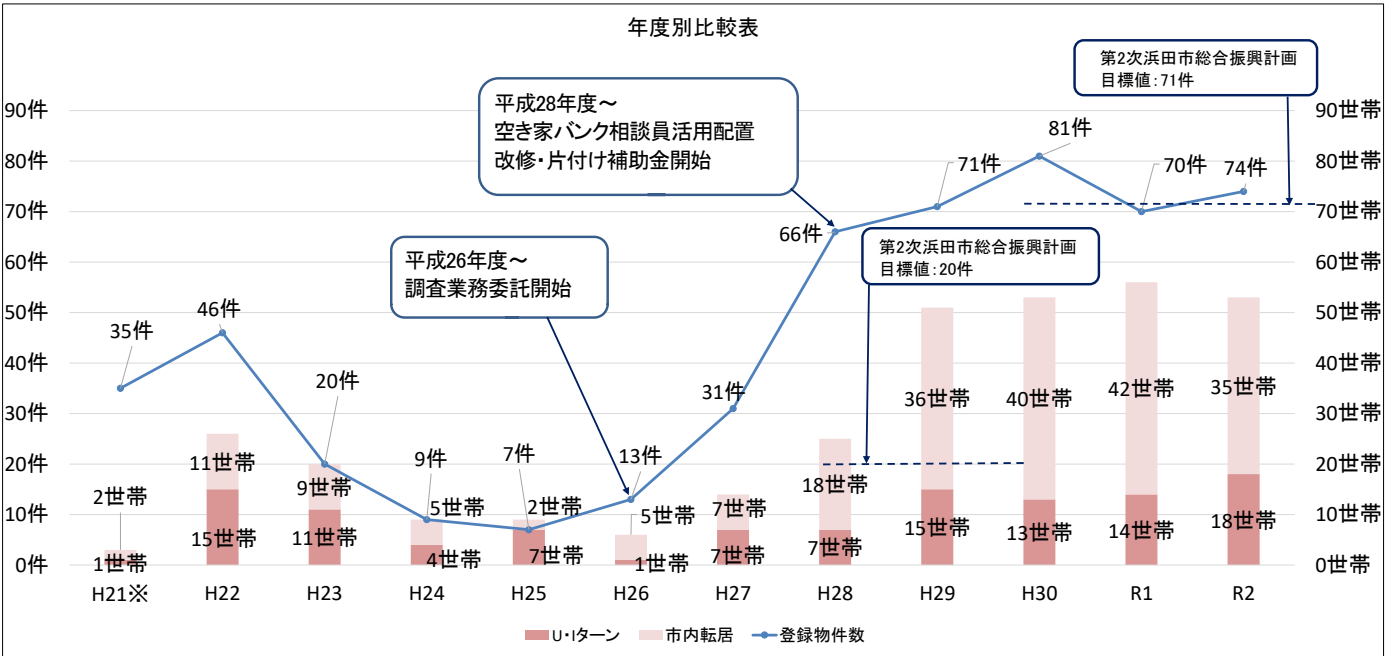
※県内 8 市の状況（令和 3 年 4 月時点）

9 月策定	出雲市、江津市
12 月策定	松江市、浜田市、益田市、大田市、安来市、雲南市

令和2年度空き家バンク制度利用状況について

【令和2年度状況】

- 登録物件数：74件（対前年度4件の増）
平成29年度以降70件を超え、平成30年度の81件に次ぐ、過去2番目の登録件数となった。
第2次浜田市総合振興計画で策定している「空き家バンク登録件数の増加」の目標値である71件（平成30年度以降の目標値）を達成した。
- 入居物件数：53件（対前年度3件の減）
昨年度から3件減少したものの、U・Iターン者の入居数は18世帯（38人）で過去最多となった。
入居者に対するUIターン者の割合は、約1/3で推移している。



【年度別件数】

(令和3年3月31日現在)

年度		H21※	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	累計
登録物件数		35件	46件	20件	9件	7件	13件	31件	66件	71件	81件	70件	74件	523件
抹消物件数		3件	19件	8件	5件	10件	4件	8件	21件	11件	11件	15件	27件	142件
入居物件数		3件	26件	20件	9件	9件	6件	14件	25件	51件	53件	56件	53件	325件
U・Iターン	世帯数	1世帯	15世帯	11世帯	4世帯	7世帯	1世帯	7世帯	7世帯	15世帯	13世帯	14世帯	18世帯	113世帯
	人数	-	35人	24人	10人	11人	2人	7人	17人	35人	23人	27人	38人	229人
市内転居	世帯数	2世帯	11世帯	9世帯	5世帯	2世帯	5世帯	7世帯	18世帯	36世帯	40世帯	42世帯	35世帯	212世帯
入居率		9.4%	50.0%	69.0%	77.3%	93.1%	90.1%	83.7%	75.2%	78.0%	77.4%	81.4%	85.3%	

※ 平成21年度は、平成21年9月2日から平成22年3月31日までの実績。

【地域別件数】

(令和3年3月31日現在)

		浜田市	浜田	金城	旭	弥栄	三隅
A 空き家バンク登録台帳 登録物件数 ①-②		381件	218件	35件	30件	13件	85件
	平成21年度(※1)	35件	5件	3件	7件	6件	14件
	平成22年度	46件	33件	2件	3件	2件	6件
	平成23年度	20件	8件	1件	2件	1件	8件
	平成24年度	9件	5件	0件	0件	0件	4件
	平成25年度	7件	3件	1件	2件	0件	1件
	平成26年度	13件	9件	1件	3件	0件	0件
	平成27年度	31件	23件	3件	1件	0件	4件
	平成28年度	66件	48件	5件	3件	0件	10件
	平成29年度	71件	40件	11件	3件	3件	14件
	平成30年度	81件	53件	3件	4件	3件	18件
	令和元年度	70件	39件	8件	6件	3件	14件
	令和2年度	74件	44件	10件	4件	1件	15件
登録物件数累計 ①		523件	310件	48件	38件	19件	108件
抹消物件数(※2) ②		142件	92件	13件	8件	6件	23件
B 入居済物件数		325件	186件	28件	30件	10件	71件
令和2年度		53件	31件	5件	6件	0件	11件
入居率 B/A		85.3%	85.3%	80.0%	100.0%	76.9%	83.5%
U・Iター ン者入居	世帯数	113世帯	51世帯	5世帯	13世帯	7世帯	37世帯
	令和2年度	18世帯	6世帯	2世帯	3世帯	0世帯	7世帯
	人 数	229人	85人	12人	33人	11人	88人
	令和2年度	38人	10人	5人	7人	0人	16人
市内転居者入居世帯		212世帯	135世帯	23世帯	17世帯	3世帯	34世帯
令和2年度		35世帯	25世帯	3世帯	3世帯	0世帯	4世帯
C 紹介物件数 (未入居物件数) A-B		56件	32件	7件	0件	3件	14件
賃貸希望物件		11件	6件	1件	0件	0件	4件
売買希望物件		42件	25件	5件	0件	3件	9件
賃貸又は売買希望物件		3件	1件	1件	0件	0件	1件

※1 平成21年度「登録物件数」は、平成21年9月2日から平成22年3月31日までの登録数。

※2 「抹消物件数」は、空き家バンク登録後において空き家バンク制度外の契約または所有者の都合により抹消したもの。

浜田市地域協議会委員の選任について

浜田市協働のまちづくり推進条例第10条の規定に基づき地域協議会を設置し、次のとおり委員を委嘱しましたので報告します。

浜 田 市 地 域 協 議 会 委 員 名 簿

令和3年5月24日現在

【任期】令和3年4月1日～令和4年3月31日（1年間）

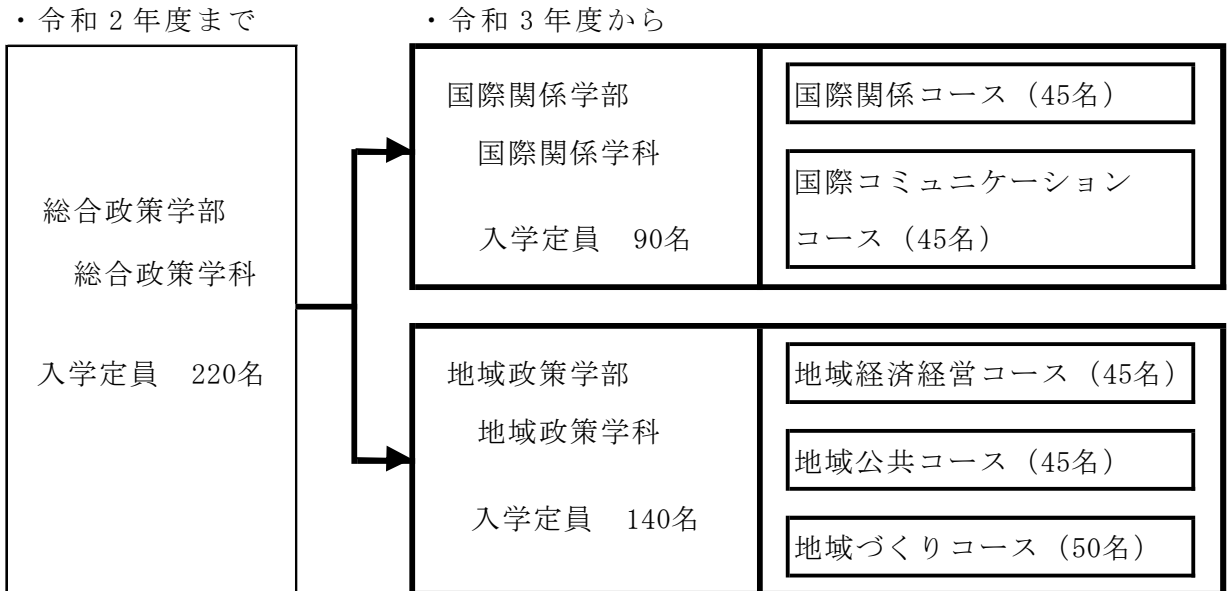
（敬称略）

地域	役職	氏 名（ふりがな）	性別	地域	役職	氏 名（ふりがな）	性別
浜田 15人	会長	村井 栄美子（むらい えみこ）	女	弥栄 15人	会長	徳田 マスエ（とくだ ますえ）	女
	副会長	井戸 静志（いど せいし）	男		副会長	久谷 義美（くたに よしみ）	男
	副会長	磯野 光孝（いその みつたか）	男			牛尾 トヨ子（うしお とよこ）	女
		熱田 純子（あつた じゅんこ）	女			小笠原 詞子（おがさわら のりこ）	女
		佐古 肇徳（さこ はつよし）	男			賀戸 ひとみ（かど ひとみ）	女
		竹山 勝彦（たけやま かつひこ）	男			金高 梅子（かねたか うめこ）	女
		辻野 一正（つじの くにまさ）	男			熊谷 富雄（くまがい とみお）	男
		長谷川 真美（はせがわ まみ）	女			小松原 峰雄（こまつばら みねお）	男
		原田 豊（はらだ ゆたか）	男			竹岡 篤志（たけおか あつし）	男
		肥塚 由美子（ひづか ゆみこ）	女			三浦 加菜子（みうら かなこ）	女
		平野 公望（ひらの こうぼう）	男			三浦 寿紀（みうら ひさのり）	男
		細川 良一（ほそかわ りょういち）	男			三浦 通江（みうら みちえ）	女
		三浦 美穂（みうら みほ）	女			山崎 トシエ（やまさき としえ）	女
		宮下 義重（みやした よししげ）	男			山根 ひとみ（やまね ひとみ）	女
		宮田 弘（みやた ひろし）	男			山本 久男（やまもと ひさお）	男
金城 15人	会長	渡辺 学（わたなべ まなぶ）	男	三隅 15人	会長	石田 義生（いしだ よしお）	男
	副会長	宮本 小夜子（みやもと さよこ）	女		副会長	野上 理（のがみ さだむ）	男
		井川 光秀（いかわ みつひで）	男			荒木 聖子（あらき さとこ）	女
		岡本 朋博（おかもと ともひろ）	男			石川 正史（いしかわ まさし）	男
		川合 克志（かわい かつし）	男			石本 匡（いしもと きょう）	男
		田中 豊明（たなか とよあき）	男			岡田 綾子（おかだ あやこ）	女
		中芝 清張（なかしば きよはる）	男			木村 正典（きむら まさのり）	男
		能海 貴典（のうみ たかのり）	男			齋藤 正美（さいとう まさみ）	男
		原田 真司（はらだ しんじ）	男			佐々木 顕友（ささき あきとも）	男
		槇田 米利（まきだ よねとし）	男			永見 孔（ながみ とおる）	男
		三浦 兼浩（みうら かねひろ）	男			松原 芳樹（まつばら よしき）	男
		宮崎 勉（みやざき つとむ）	男			丸山 洋司（まるやま ようじ）	男
		宮本 美保子（みやもと みほこ）	女			丸山 義尚（まるやま よしなお）	男
		毛利 まつみ（もうり まつみ）	女			三浦 幸治（みうら こうじ）	男
		山岡 昇（やまおか のぼる）	男			山岡 哲夫（やまおか てつお）	男
旭 15人	会長	塚崎 育生（つかざき やすなり）	男	※ 網掛け：新任委員			
	副会長	岡山 令子（おかやま れいこ）	女				
		今田 泰（いまだ やすし）	男				
		岩谷 欣吾（いわたに きんご）	男				
		大賀 恭二（おおが きょうじ）	男				
		大賀 秀輝（おおが ひでき）	男				
		大屋 美根子（おおや みねこ）	女				
		大屋 美和香（おおや みわか）	女				
		清瀬 猛（きよせ たけし）	男				
		阪本 憲治（さかもと けんじ）	男				
		新森 増美（しんもり ますみ）	男				
		徳川 博（とくがわ ひろし）	男				
		文田 美奈子（ふみた みなこ）	女				
		村武 謙司（むらたけ けんじ）	男				
		吉岡 哲志（よしおか てつし）	男				

島根県立大学等の入学者の状況について

1 島根県立大学（浜田キャンパス）の入学状況について

(1) 学部改編



(2) 入試制度改革

ア 県内高校生の島根県立大学進学者の増加と入試制度の効果を高めることを目的に「**学校推薦型選抜**」を令和 2 年度入試から導入

イ 「学校推薦型選抜」は、「一般推薦(25 人)」と「連携校推薦(20 人)」の 2 種類があり、県内高校から推薦

ウ 「連携校推薦」は高校と大学の連携による「共に育てる」人材育成に協力する高校から推薦。推薦候補者は、夏期講習・中間発表会に参加することで出願が可能

※ 令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、夏期講習・中間発表会の実施を中止

(3) 入学者数の状況（令和 3 年 4 月 13 日現在）

ア 全体

区 分	国際関係学部		地域政策学部		合 計	
	募集定員	入学者数	募集定員	入学者数	募集定員	入学者数
一般選抜(前期)	50 名	46 名	60 名	41 名	110 名	87 名
一般選抜(後期)	10 名	19 名	20 名	38 名	30 名	57 名
総合型選抜	25 名	20 名	20 名	22 名	45 名	42 名
特別選抜	若干名	3 名	若干名	1 名	若干名	4 名
学校推薦型選抜【新規】	5 名	3 名	40 名	41 名	45 名	44 名
合 計	90 名	91 名	140 名	143 名	230 名	234 名

イ 内訳

(ア) 国際関係学部 国際関係学科

区 分	国際関係コース		国際コミュニケーションコース	
	募集定員	入学者数	募集定員	入学者数
一般選抜(前期)	25 名	22 名	25 名	24 名
一般選抜(後期)	5 名	14 名	5 名	5 名
総合型選抜	10 名	6 名	15 名	14 名
特別選抜	若干名	2 名	若干名	1 名
学校推薦型選抜【新規】	5 名	3 名	—	—
合 計	45 名	47 名	45 名	44 名

(イ) 地域政策学部 地域政策学科

区 分	地域経済経営コース		地域公共コース		地域づくりコース	
	募集定員	入学者数	募集定員	入学者数	募集定員	入学者数
一般選抜(前期)	20 名	10 名	25 名	21 名	15 名	10 名
一般選抜(後期)	5 名	13 名	10 名	14 名	5 名	11 名
総合型選抜	10 名	12 名	—	—	10 名	10 名
特別選抜	若干名	1 名	若干名	0 名	若干名	0 名
学校推薦型選抜【新規】	10 名	8 名	10 名	10 名	20 名	23 名
合 計	45 名	44 名	45 名	45 名	50 名	54 名

ウ その他

(ア) 令和2年度との比較

区 分	令和2年度		令和3年度		増 減	
	募集定員	入学者数	募集定員	入学者数	募集定員	入学者数
一般選抜(前期)	120 名	100 名	110 名	87 名	▲10 名	▲13 名
一般選抜(後期)	25 名	57 名	30 名	57 名	+5 名	±0 名
総合型選抜 (R2：自己推薦)	75 名	78 名	45 名	42 名	▲30 名	▲36 名
特別選抜	若干名	3 名	若干名	4 名	±0 名	+1 名
学校推薦型選抜【新規】	—	—	45 名	44 名	+45 名	+44 名
合 計	220 名	238 名	230 名	234 名	+10 名	▲4 名

(イ) 大学院 北東アジア開発研究科

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
入学者数	7 名	5 名	3 名

(4) 出身地別入学者の状況

ア 島根県内

市町村名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
松江市	4 名	19 名	16 名
浜田市	7 名	9 名	7 名
出雲市	15 名	9 名	19 名
益田市	1 名	2 名	4 名
大田市	4 名	3 名	6 名
安来市	3 名	2 名	5 名
江津市	1 名	7 名	6 名
雲南市	3 名	4 名	9 名
奥出雲町	2 名	1 名	1 名
飯南町	3 名	2 名	1 名
川本町	1 名	1 名	0 名
美郷町	0 名	0 名	1 名
邑南町	0 名	2 名	3 名
津和野町	0 名	2 名	1 名
吉賀町	0 名	2 名	2 名
海士町	0 名	0 名	1 名
西ノ島町	0 名	0 名	0 名
知夫村	0 名	0 名	0 名
隠岐の島町	2 名	0 名	3 名
合 計 (県内入学者割合)	46 名 (19.6%)	65 名 (27.3%)	85 名 (36.3%)

イ 島根県外

都道府県名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
広島県	31 名	27 名	28 名
岡山県	13 名	14 名	18 名
鳥取県	15 名	6 名	12 名
愛媛県	12 名	8 名	10 名
兵庫県	14 名	17 名	8 名
上記以外	104 名	101 名	73 名
合 計	189 名	173 名	149 名

2 リハビリテーションカレッジ島根の入学状況について

(1) 学科別入学者の状況

(令和3年4月13日現在)

学科名	募集定員	令和元年度	令和2年度	令和3年度
理学療法学科	40名	25名	20名	24名
作業療法学科	40名	10名	17名	11名
言語聴覚学科	40名	20名	11名	15名
合 計	120名	55名	48名	50名

(2) 出身地別入学者の状況

自治体名等	令和元年度	令和2年度	令和3年度
松江市	1名	0名	1名
浜田市	6名	5名	5名
出雲市	1名	0名	6名
益田市	13名	9名	7名
大田市	2名	0名	3名
安来市	0名	2名	0名
江津市	4名	1名	4名
雲南市	1名	0名	0名
邑智郡	1名	2名	1名
鹿足郡	0名	1名	1名
県内合計	29名	20名	28名
広島県	12名	3名	6名
岡山県	0名	1名	0名
鳥取県	0名	1名	0名
山口県	5名	2名	4名
神奈川県	0名	0名	1名
千葉県	0名	0名	1名
京都府	0名	0名	1名
大阪府	0名	1名	0名
兵庫県	1名	0名	0名
福岡県	1名	0名	0名
宮崎県	0名	0名	1名
沖縄県	6名	10名	3名
中国	1名	8名	5名
ネパール	0名	2名	0名
県外合計	26名	28名	22名
総合計	55名	48名	50名

3 浜田ビューティーカレッジの入学状況について

(1) 学科別入学者の状況

(令和3年4月13日現在)

学科名	募集定員	令和元年度	令和2年度	令和3年度
専門課程(美容科)	20名	5名	2名	2名
高等課程(美容科)	20名	3名	5名	2名
通信課程(美容科)	20名	5名	2名	1名
合 計	60名	13名	9名	4名

※修業年数は、専門課程が2年、高等課程及び通信課程が3年

※通信課程は10月入学のため、現時点で入学者なし

※高等課程入学者は、併せて浜田高等学校通信制へ入学し、高校卒業資格を得られる仕組みを平成29年度から導入

(2) 出身地別入学者の状況

自治体名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
松江市	3名	1名	0名
浜田市	5名	2名	1名
出雲市	2名	2名	0名
益田市	2名	2名	0名
大田市	0名	0名	1名
安来市	0名	0名	0名
江津市	0名	1名	2名
雲南市	0名	0名	0名
邑智郡	0名	0名	0名
鹿足郡	0名	1名	0名
県内合計	12名	9名	4名
京都府	1名	0名	0名
総合計	13名	9名	4名

令和 2 年度敬老福祉乗車券交付事業及び運転免許証自主返納等支援事業の 申請実績等について

1 敬老福祉乗車券交付事業

(1) 事業開始 平成 28 年 7 月 1 日

(2) 事業概要

市内に住所を有する 70 歳以上の高齢者に対して市内の公共交通機関で利用できる 1 冊 3,000 円分の乗車券を 1,500 円で交付する。

※ 交付上限数は、平成 29 年度までは 10 冊、平成 30 年度は 10 冊又は 12 冊、令和元年度及び令和 2 年度は 10 冊又は 15 冊(平成 30 年度からの上限数は住所地によって異なる。)

※ 令和元年度から制度内容を一部変更(高速バスでの利用等)

(3) 申請実績

カッコ内：令和元年度からの増減

自治区	年度	申請者数 ①	交付冊数 ②	1 人当 交付冊数 ③/①	対象者数 ④	交付率 ①/④
浜田	令和 2 年度	2,377 人 (▲873 人)	18,833 冊 (▲6,924 冊)	7.9 冊 (±0 冊)	10,843 人 (+169 人)	21.9% (▲8.5%)
	令和元年度	3,250 人	25,757 冊	7.9 冊	10,674 人	30.4%
	平成 30 年度	2,309 人	15,966 冊	6.9 冊	10,567 人	21.9%
金城	令和 2 年度	197 人 (▲91 人)	1,985 冊 (▲742 冊)	10.1 冊 (+0.6 冊)	1,307 人 (+20 人)	15.1% (▲7.3%)
	令和元年度	288 人	2,727 冊	9.5 冊	1,287 人	22.4%
	平成 30 年度	226 人	1,879 冊	8.3 冊	1,240 人	18.2%
旭	令和 2 年度	149 人 (▲46 人)	1,202 冊 (▲399 冊)	8.1 冊 (▲0.1 冊)	922 人 (+18 人)	16.2% (▲5.4%)
	令和元年度	195 人	1,601 冊	8.2 冊	904 人	21.6%
	平成 30 年度	102 人	633 冊	6.2 冊	899 人	11.3%
弥栄	令和 2 年度	101 人 (▲40 人)	839 冊 (▲315 冊)	8.3 冊 (+0.1 冊)	508 人 (▲7 人)	19.9% (▲7.5%)
	令和元年度	141 人	1,154 冊	8.2 冊	515 人	27.4%
	平成 30 年度	117 人	739 冊	6.3 冊	509 人	23.0%
三隅	令和 2 年度	352 人 (▲57 人)	2,811 冊 (▲621 冊)	8.0 冊 (▲0.4 冊)	2,030 人 (+35 人)	17.3% (▲3.2%)
	令和元年度	409 人	3,432 冊	8.4 冊	1,995 人	20.5%
	平成 30 年度	323 人	2,175 冊	6.7 冊	1,985 人	16.3%
合計	令和 2 年度	3,176 人 (▲1,107 人)	25,670 冊 (▲9,001 冊)	8.1 冊 (±0 冊)	15,610 人 (+235 人)	20.3% (▲7.6%)
	令和元年度	4,283 人	34,671 冊	8.1 冊	15,375 人	27.9%
	平成 30 年度	3,077 人	21,392 冊	7.0 冊	15,200 人	20.2%

※ 対象者数は、各年度の 3 月 31 日現在

※ 障がい者への乗車券無料交付分及び運転免許証自主返納等支援事業分は含まない。

(4) 乗車券の利用実績

交通種別	利用額	割合
路線バス (路線バス、高速バス、おおなんバス)	17,209,900 円	20.7%
タクシー (タクシー、福祉有償運送)	62,806,900 円	75.7%
市主管交通 (市生活路線バス、市乗合タクシー)	2,624,700 円	3.2%
自治会輸送	316,000 円	0.4%
合 計 ①	82,957,500 円	100.0%

※ 障がい者への乗車券無料交付分及び運転免許証自主返納等支援事業分の利用を含む。

(5) 参考：障がい者無料交付分

ア 申請実績

カッコ内：令和元年度からの増減

自治区	年度	申請者数 (A)	対象者数 (C)	交付率 (A/C)
浜田	令和 2 年度	672 人 (▲146 人)	1,336 人 (+10 人)	50.3% (▲11.4%)
	令和元年度	818 人	1,326 人	61.7%
	平成 30 年度	800 人	1,320 人	60.6%
金城	令和 2 年度	47 人 (▲42 人)	166 人 (▲8 人)	28.3% (▲22.8%)
	令和元年度	89 人	174 人	51.1%
	平成 30 年度	84 人	182 人	46.2%
旭	令和 2 年度	19 人 (▲5 人)	84 人 (+11 人)	22.6% (▲10.3%)
	令和元年度	24 人	73 人	32.9%
	平成 30 年度	23 人	78 人	29.5%
弥栄	令和 2 年度	14 人 (▲6 人)	55 人 (+1 人)	25.5% (▲11.5%)
	令和元年度	20 人	54 人	37.0%
	平成 30 年度	21 人	50 人	42.0%
三隅	令和 2 年度	61 人 (▲11 人)	212 人 (+4 人)	28.8% (▲5.8%)
	令和元年度	72 人	208 人	34.6%
	平成 30 年度	65 人	226 人	28.8%
合計	令和 2 年度	813 人 (▲211 人)	1,853 人 (+18 人)	43.9% (▲11.8%)
	令和元年度	1,023 人	1,835 人	55.7%
	平成 30 年度	993 人	1,856 人	53.5%

イ 交付冊数

年度	令和元年度	令和 2 年度
交付冊数	5,628 冊	4,456 冊

資料：健康福祉部地域福祉課提供

2 運転免許証自主返納等支援事業

(1) 事業開始 平成 29 年 1 月 4 日

(2) 事業概要

敬老福祉乗車券交付対象者のうち、平成 28 年 7 月 1 日以降に全ての運転免許証を自主返納又は運転免許を失効した人に対して敬老福祉乗車券 5 冊（15,000 円分）を無料で交付する。

※ 返納又は失効後 1 回に限り交付

※ 令和 2 年度から運転免許を失効した人を対象に追加

(3) 申請実績

ア 自治区別

カッコ内：運転免許を失効した人の申請者数〔内数〕

自治区 年度	浜田	金城	旭	弥栄	三隅	合計
令和 2 年度	186 人 (9 人)	15 人 (1 人)	16 人 (1 人)	15 人 (1 人)	32 人 (2 人)	264 人 (14 人)
令和元年度	291 人	24 人	19 人	14 人	54 人	402 人
平成 30 年度	135 人	12 人	9 人	9 人	19 人	184 人
平成 29 年度	195 人	17 人	23 人	11 人	27 人	273 人
平成 28 年度	111 人	12 人	4 人	6 人	12 人	145 人
合計	918 人	80 人	71 人	55 人	144 人	1,268 人

イ 免許返納等の時期別

カッコ内：令和 2 年度の申請者数〔内数〕

免許返納等の時期		人数	令和 2 年度の申請者の内訳	
			返納	失効
令和 2 年度	(令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日)	242 人 (242 人)	238 人	4 人
令和元年度	(平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日)	340 人 (15 人)	10 人	5 人
平成 30 年度	(平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)	245 人 (2 人)	0 人	2 人
平成 29 年度	(平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)	267 人 (1 人)	0 人	1 人
平成 28 年度	(平成 28 年 7 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日)	174 人 (4 人)	2 人	2 人
合計		1,268 人 (264 人)	250 人	14 人

令和2年度浜田市生活路線バス等の利用実績について

1 浜田市生活路線バスの利用実績

路線名	系統名等	利用者数 [A]			運行便数 [B] (上段: 令和元年度実績)	1便当たり 利用者数 [A/B]
		令和元年度	令和2年度	増減 [前年度比]		
新 浜田	小 計	—	626人	—	612便	1.0人
金城	雲城美又線 (SB)	57人	51人	▲ 6人 [89.5%]	(241便) 245便	(0.2人) 0.2人
	雲城久佐線 (SB)	117人	312人	195人 [266.7%]	(241便) 245便	(0.5人) 1.3人
	雲城久佐美又線	390人	381人	▲ 9人 [97.7%]	(785便) 783便	(0.5人) 0.5人
	雲城今福線 (回送活用便)	11人	13人	2人 [118.2%]	(149便) 147便	(0.1人) 0.1人
	小 計	575人	757人	182人 [131.7%]	(1,416便) 1,420便	(0.4人) 0.5人
旭	木田線 (SB)	179人	93人	▲ 86人 [52.0%]	(1,929便) 1,949便	(0.1人) 0.1人
	戸川線 (SB)	2,128人	1,172人	▲ 956人 [55.1%]	(2,508便) 2,516便	(0.8人) 0.5人
	瑞穂線 (SB)	912人	615人	▲ 297人 [67.4%]	(2,169便) 2,209便	(0.4人) 0.3人
	小 計	3,219人	1,880人	▲ 1,339人 [58.4%]	(6,606便) 6,674便	(0.5人) 0.3人
新 旭浜田	小 計	—	1,554人	—	612便	2.5人
弥栄野原	小 計	2,702人	2,104人	▲ 598人 [77.9%]	(2,480便) 2,480便	(1.1人) 0.8人
三隅	循環線	8,565人	7,312人	▲ 1,253人 [85.4%]	(3,779便) 3,791便	(2.3人) 1.9人
	井野室谷線	350人	316人	▲ 34人 [90.3%]	(152便) 144便	(2.3人) 2.2人
	諸谷平原線	470人	375人	▲ 95人 [79.8%]	(147便) 150便	(3.2人) 2.5人
	平原森溝線	166人	157人	▲ 9人 [94.6%]	(86便) 94便	(1.9人) 1.7人
	白砂西河内線	591人	445人	▲ 146人 [75.3%]	(192便) 196便	(3.1人) 2.3人
	井野三隅線	1,353人	1,011人	▲ 342人 [74.7%]	(930便) 930便	(1.5人) 1.1人
	周布地今明線	1,314人	1,189人	▲ 125人 [90.5%]	(372便) 384便	(3.5人) 3.1人
	石浦小原線	642人	411人	▲ 231人 [64.0%]	(204便) 204便	(3.1人) 2.0人
	黒沢矢原線	3,073人	2,662人	▲ 411人 [86.6%]	(1,877便) 1,880便	(1.6人) 1.4人
	黒沢小原線	2,034人	1,506人	▲ 528人 [74.0%]	(301便) 294便	(6.8人) 5.1人
	矢原岡見線	314人	158人	▲ 156人 [50.3%]	(104便) 98便	(3.0人) 1.6人
	岡見海老谷線	311人	297人	▲ 14人 [95.5%]	(147便) 150便	(2.1人) 2.0人
	小 計	19,183人	15,839人	▲ 3,344人 [82.6%]	(8,291便) 8,315便	(2.3人) 1.9人
合 計		25,679人	22,760人	▲ 2,919人 [88.6%]	(18,793便) 20,113便	(1.4人) 1.1人

注1) 金城路線及び旭路線の「(SB)」表示のある系統については、スクールバスの一般混乗便として運行
本集計は、一般利用者のみの数値

注2) 浜田路線及び旭浜田路線は、石見交通バス路線の廃止に伴う代替交通として令和2年12月から運行開始

2 浜田市予約型乗合タクシーの利用実績

自治区	地区名等	利用者数 [A]			計画便数 [B]	運行便数 [C]	稼働率 [C/B]	1便当たり 利用者数 [A/B]
		令和元年度	令和2年度	増減 〔前年度比〕				
		(上段:令和元年度実績)						
浜田	三階長見線	419人	157人	▲ 262人 〔37.5%〕	(568便) 592便	(276便) 129便	(48.6%) 21.8%	(0.7人) 0.3人
	美川線	1,126人	1,022人	▲ 104人 〔90.8%〕	(568便) 592便	(383便) 390便	(67.4%) 65.9%	(2.0人) 1.7人
	新 石見東線	—	201人	—	112便	88便	78.6%	1.8人
	新 櫛田原線	—	8人	—	64便	8便	12.5%	0.1人
	小 計	1,545人	1,388人	▲ 157人 〔89.8%〕	(1,136便) 1,360便	(659便) 615便	(58.0%) 45.2%	(1.4人) 1.0人
金城	増 小国・波佐線	640人	493人	▲ 147人 〔77.0%〕	(284便) 296便	(244便) 222便	(85.9%) 75.0%	(2.3人) 1.7人
	美又線	137人	155人	18人 〔113.1%〕	(100便) 126便	(72便) 82便	(72.0%) 65.1%	(1.4人) 1.2人
	久佐線	155人	215人	60人 〔138.7%〕	(198便) 194便	(71便) 95便	(35.9%) 49.0%	(0.8人) 1.1人
	小 計	932人	863人	▲ 69人 〔92.6%〕	(582便) 616便	(387便) 399便	(66.5%) 64.8%	(1.6人) 1.4人
旭	木田・山ノ内線	186人	206人	20人 〔110.8%〕	(134便) 138便	(69便) 70便	(51.5%) 50.7%	(1.4人) 1.5人
	和田線	92人	98人	6人 〔106.5%〕	(134便) 138便	(60便) 50便	(44.8%) 36.2%	(0.7人) 0.7人
	坂本・都川線	199人	192人	▲ 7人 〔96.5%〕	(144便) 146便	(86便) 82便	(59.7%) 56.2%	(1.4人) 1.3人
	市木・来尾線	186人	129人	▲ 57人 〔69.4%〕	(100便) 96便	(47便) 53便	(47.0%) 55.2%	(1.9人) 1.3人
	小 計	663人	625人	▲ 38人 〔94.3%〕	(512便) 518便	(262便) 255便	(51.2%) 49.2%	(1.3人) 1.2人
弥栄	横谷・程原線	425人	357人	▲ 68人 〔84.0%〕	(86便) 94便	(84便) 87便	(97.7%) 92.6%	(4.9人) 3.8人
	山賀・畑線	452人	410人	▲ 42人 〔90.7%〕	(98便) 96便	(98便) 94便	(100.0%) 97.9%	(4.6人) 4.3人
	田野原・の野線	127人	141人	14人 〔111.0%〕	(98便) 100便	(68便) 70便	(69.4%) 70.0%	(1.3人) 1.4人
	安城・杵束線 (眼科便)	78人	32人	▲ 46人 〔41.0%〕	(22便) 24便	(22便) 16便	(100.0%) 66.7%	(3.5人) 1.3人
	小 計	1,082人	940人	▲ 142人 〔86.9%〕	(304便) 314便	(272便) 267便	(89.5%) 85.0%	(3.6人) 3.0人
合 計		4,222人	3,816人	▲ 406人 〔90.4%〕	(2,534便) 2,808便	(1,580便) 1,536便	(62.4%) 54.7%	(1.7人) 1.4人

注1) 石見東線及び櫛田原線は、石見交通バス路線の廃止に伴う代替交通として令和2年12月から運行開始

注2) 美又線は、令和2年12月から運行便数を増加(週1日2便→週2日4便)

令和3年度 まちづくりセンター職員名簿

令和3年4月9日現在

■浜田地域

施設名	職 名	氏 名
浜田	センター長	米原 稔明
	主 事	藤戸 千春
	主 事	田畑 恵
	主 事	中 京子
	管理人	稲田 章
	管理人	庄司 裕
	管理人	下垣 登美夫
石見	センター長	虫谷 昭則
	主 事	江木 眞由美
	主 事	渡邊 美紀
	主 事	宇津井 悠子
	事務員	藤井 真理子
長浜	センター長	中村 公一
	主 事	近藤 利明
	主 事	長谷川 真美
	主 事	原井 直美
周布	センター長	長元 爲利
	主 事	佐々木 光代
	主 事	吉賀 聖江
	主 事	中村 和恵
	事務員	原田 伸男
大麻	センター長	佐々木 勝重
	主 事	大上 美和子
	主 事	長松 仁
美川	センター長	平野 公望
	主 事	永見 繁廣
	主 事	岡村 智実
	主 事	牛尾 幸子
	事務員	栗山 景子
	事務員	斉藤 洋子
	事務員	藤井 哲二
	事務員	大谷 十三一
国府	センター長	佐々木 満
	主 事	平野 陽子
	主 事	浅見 みゆう
	主 事	石渡 一子
有福分館	事務員	河野 恒弘
	事務員	近重 邦昭
	事務員	近重 ひとみ

■金城地域

施設名	職 名	氏 名
久佐	センター長	岡本 彰治
	主 事	金子 さつき
	主 事	大屋 映未
今福	センター長	遠藤 正嗣
	主 事	岡本 紀子
	主 事	勝手 宏枝
美又	センター長	石田 禮子
	主 事	山田 義雄
	主 事	橋本 久美子
雲城	センター長	大石 寿
	主 事	嶧田 澄江
	主 事	吉永 正美
	事務員	岡本 修治
波佐	センター長	横田 浪子
	主 事	酒井 喜代子
	主 事	能海 貴典
小国	センター長	栗栖 龍之助
	主 事	横山 さつき
	主 事	高本 里江子

■旭地域

施設名	職 名	氏 名
今市	センター長	大屋 マサ子
	主 事	渡辺 紀美枝
	主 事	野村 英司
木田	センター長	藤本 静晴
	主 事	文田 美奈子
	主 事	森脇 修二
和田	センター長	早田 末男
	主 事	阿瀬川 智美
	主 事	大屋 美根子
	事務員	野村 理恵
都川	センター長	牧 克幸
	主 事	寺本 秀孝
	主 事	大野 友紀
市木	センター長	尾崎 光政
	主 事	松原 久美
	主 事	戸津川 秀幸

■弥栄地域

施設名	職 名	氏 名
安城	センター長	岡本 薫
	主 事	大塚 美穂
	主 事	細川 良彦
杵束	センター長	太田 和男
	主 事	三浦 誓子
	主 事	河平 颯希
	管理人	中村 節子
	管理人	谷川 恵都子

■三隅地域

施設名	職 名	氏 名
岡見	センター長	原田 和義
	主 事	齋藤 玲子
	主 事	野上 祥子
三保	センター長	岡本 真司
	主 事	野尻 かおり
	主 事	高松 絵美
白砂	センター長	石田 孝之
	主 事	田城 舞
	主 事	吉野 茂美
三隅	センター長	金山 正司
	主 事	佐々木 瑞恵
	主 事	早川 良子
黒沢	センター長	石川 直美
	主 事	吉本 美和子
	主 事	杖田 小百合
井野	センター長	若菜 洋子
	主 事	中村 淳子
	主 事	栗山 俊二

・・・新規採用職員(27名)

センター長	26名
主事	58名
事務員（事務補助要員）	11名
管理人（施設の鍵管理等）	5名
合計	100名

令和 3 年度 まちづくりコーディネーター名簿

令和 3 年 4 月 9 日現在

地域	氏名・略歴等	専門分野
浜田	氏 名：佐々木 昌文 (63 歳) 勤務場所：まちづくり社会教育課 勤務日数：17 日／月 略 歴：元金融機関勤務 特記事項：自治会活動、消防団活動等 	経 済 経 営 地域活動
金城	氏 名：内藤 大拙 (74 歳) 勤務場所：金城支所防災自治課 勤務日数：5 日／月 略 歴：元浜田市職員（金城自治区長） 特記事項：社会教育主事 	行 政 社会教育
旭	氏 名：塚田 民也 (61 歳) 勤務場所：旭支所防災自治課 勤務日数：17 日／月 略 歴：元浜田市職員（旭自治区長） 	行 政
弥栄	氏 名：檜谷 卓夫 (65 歳) 勤務場所：弥栄支所防災自治課 勤務日数：17 日／月 略 歴：元島根県公立学校教員（石見小学校校長） 	教 育
三隅	氏 名：本多 瑠美子 (36 歳) 勤務場所：三隅支所防災自治課 勤務日数：12 日／月 略 歴：東京都内の病院で勤務後、浜田市へ U ターン 元三隅支所市民福祉課勤務（会計年度任用職員） 特記事項：看護師、保健師  氏 名：小田原 汀 (27 歳) 勤務場所：三隅支所防災自治課 勤務形態：5 日／月 略 歴：島根県内の訪問看護ステーション勤務後、起業 特記事項：看護師 	福 祉 医 療

浜田市社会教育アドバイザーの委嘱及び令和 2 年度の活動について

1 設置目的

市民の社会教育活動を推進し、地域づくりを担う人材の育成、地域と学校の連携・協働を進めていく上で、浜田市の今後の社会教育の方向性、社会教育施設のあり方について指導・助言をもらう。

2 職務

- (1) 「浜田市教育大綱」の理念実現のための調査・研究
- (2) 社会教育活動並びに家庭教育の支援に係る指導及び助言
- (3) 社会教育活動の推進及び家庭教育の支援
- (4) 社会教育及び家庭教育に係る関係機関、関係団体等の連携及び連絡
- (5) 社会教育及び家庭教育に係る学習活動の情報収集及び提供
- (6) 学校及び地域住民その他の関係者が協力して行う教育活動に係る助言
- (7) 社会教育施設の運営に係る助言
- (8) その他の社会教育施策及び家庭教育に係る施策の推進

3 アドバイザー氏名

長畑 実 氏

4 委嘱期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

5 令和 2 年度活動報告（抜粋）

(1) 地域等からの依頼による講演会・講評活動

- ア 6 月 22 日：中央図書館において図書館職員研修会として「新たな時代の公共図書館の役割」をテーマとした 1 時間の講演を行った。
- イ 7 月 8 日：山陰中央新報社陶山記者より、浜田市協働のまちづくり推進条例検討委員会、条例案に関連する取材依頼を受け、対応を行った。
- ウ 2021 年 1 月 14 日：旭自治区公民館協議会からの依頼により、「これからの社会教育」をテーマとして公演を行った。
- エ 1 月 15 日：第 4 回社会教育委員の会（於：浜田公民館）に出席し、「社会教育委員に期待すること」をテーマとした講演を行った。
- オ 2 月 11 日：協働のまちづくりオンライン市民集会に出席し、「まちづくりセンター職員の皆さんへのエール」をテーマとして講演を行った。
- カ 3 月 22 日：まちづくり推進課からの連絡により、国府地区とうがねまちづくり推進委員会代表と町民アンケートの分析等について意見交換を行った。

(2) 社会教育委員の会等主な会議への出席とアドバイス活動

- ア 5月15日：定例課内会議に出席し、アドバイスタイムをいただき、社会教育施設等における新型コロナ対策ガイドラインの公表（文科省業種別ガイドライン）についてアドバイスをを行った。
- イ 6月10日：生涯学習課定例課内会議（6月）に出席し、（仮称）浜田市協働のまちづくり条例（案）及び逐条解説、浜田市公民館コミュニティセンター化に関する検討結果報告書について、内容のポイント解説を行った。
- ウ 7月10日：令和2年度第1回はまだっ子共育運営委員会に出席し、関係者と意見交換を行った。
- エ 7月29日：まちづくり総合交付金、課題解決特別事業選考委員会に出席し、選考委員として申請団体へのヒアリング・評価・選考協議を行った。
- オ 7月30日：令和2年度第1回浜田市社会教育委員の会に出席し、アドバイスタイムにおいて、今後の浜田市の社会教育・生涯学習推進の視点について選考委員として申請団体へのヒアリング・評価・選考協議を行った。
- カ 8月3日：歴史文化保存展示施設専門検討委員会に委員として出席し、会長・活用部会長に選任され、検討委員会の進行を行った。
- キ 8月17日：令和2年度生涯学習課定例課内会議（8月）に出席し、アドバイスタイムにおいて、浜田市における生涯学習のまちづくりの方向性及び中央教育審議会第10期生涯学習分科会における現在の議論内容の特徴について提言、紹介を行った。
- ク 9月15日：第2回社会教育委員の会に出席し、助言を行った。
- ケ 12月21日：生涯学習課定例課内会議（12月）に出席し、アドバイスタイムにおいて、10月16日に開催された中央教育審議会（第125回）に提出・報告された「第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理、多様な主体の協働とICTの活用で、つながる生涯学習・社会教育～命を守り、誰一人として取り残さない社会の実現へ～」の内容のポイントについて紹介を行った。
- コ 12月23日：浜田郷土資料館で開催された歴史文化保存展示施設専門検討委員会・第1回活用部会に出席し、部会長として会の進行を行った。
- サ 2021年3月19日：教育委員と社会教育委員との意見交換会（令和2年度第5回社会教育委員の会）に出席した。

(3) 一年間の活動の総まとめとしての提言書の作成を行った。

<提言>

社会教育を基盤とした協働のまちづくりを推進する新たな仕組みの構築を目指して

令和 2 年度浜田市立図書館の利用状況について

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言による全館臨時休館、また感染症拡大防止のための、学習コーナー及びインターネット席等の利用制限の影響もあり、来館者数及び貸出点数とも前年度を大きく下回る実績となりました。

一方で、在宅で手軽に利用できる電子書籍の促進に努めたところ、前年を上回る貸出となりました。

1 各館の利用実績

カッコ内：令和元年度実績

項 目(単位)	中央	金城	旭	弥栄	三隅	合計
来館者数（人）	112,563 (162,812)	4,116 (5,974)	3,067 (3,371)	212 (340)	14,354 (24,559)	134,312 (197,056)
利用者数※（人）	62,014 (72,124)	2,343 (3,013)	2,139 (2,437)	212 (340)	6,279 (7,116)	72,987 (85,030)
個人貸出点数※（点）	213,868 (249,099)	8,141 (9,756)	6,952 (6,981)	622 (1,096)	26,454 (27,740)	256,037 (294,672)
利用団体数（件）	195 (206)	18 (24)	15 (16)	0 (0)	27 (26)	255 (272)
団体貸出冊数（冊）	9,605 (8,424)	471 (739)	1,410 (1,582)	0 (0)	987 (990)	12,473 (11,735)
予約・リクエスト 受付件数※（件）	9,849 (8,361)	215 (399)	355 (395)	2 (24)	263 (278)	10,684 (9,457)
レファレンス 受付件数※（件）	1,909 (3,943)	457 (391)	393 (409)	0 (0)	303 (236)	3,062 (4,979)
蔵書数※（冊）	200,122 (195,491)	21,077 (21,327)	20,985 (20,483)	4,780 (4,498)	38,860 (38,208)	285,824 (280,007)
開館日数（日）	297 (325)	276 (297)	259 (297)	270 (296)	274 (296)	—

※の項目には、移動図書館車の実績を含む

2 電子書籍の利用状況

(単位：点)

	令和 2 年度	令和元年度
電子書籍コンテンツ数	1,921	1,822
貸出点数	321	142

3 参考

	令和 2 年度	令和元年度
浜田市人口（年度末）	52,145 人	52,834 人
個人貸出冊数	256,037 冊	294,672 冊
市民 1 人当たりの貸出冊数	4.91 冊	5.58 冊

令和2年度 青少年サポートセンターの利用状況について

青少年サポートセンターの令和2年度における相談状況等は、以下のとおりです。

【延べ相談件数】

(件)

		学校問題		家庭問題		対人・社会問題		個人問題	非行問題	その他	合 計
		不登校		ひきこもり		就労					
R2年度	20歳未満	340	333	190	16	24	0	187	125	0	866
	20歳以上	0	0	208	207	76	56	205	0	1	490
	合 計	340	333	398	223	100	56	392	125	1	1,356
R元年度	20歳未満	436	415	141	14	34	0	159	61	0	831
	20歳以上	2	0	192	196	48	23	167	0	0	409
	合 計	438	415	333	210	82	23	326	61	0	1,240

【相談対象人数】 (実人数)

(人)

R2年度	20歳未満	小・中学生	7	7	2	0	0	0	0	0	0	9
		高校生	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2
		定・通・専・フ	11	11	3	0	0	0	4	0	0	18
		その他	0	0	3	2	1	0	0	2	0	6
	小 計		20	20	8	2	1	0	4	2	0	35
	20歳以上		1	1	14	14	6	3	14	0	0	35
	合 計		21	21	22	16	7	3	18	2	0	70
R元年度	20歳未満	小・中学生	8	8	1	0	0	0	1	3	0	13
		高校生	1	1	0	0	0	0	0	1	0	2
		定・通・専・フ	13	11	2	0	1	0	2	0	1	19
		その他	0	0	5	2	0	0	1	0	0	6
	小 計		22	20	8	2	1	0	4	4	1	40
	20歳以上		1	0	18	17	10	5	15	0	0	44
	合 計		23	20	26	19	11	5	19	4	1	84

【若年無業者の状況】 (実人数)

() は令和2年度中の就労者数

(人)

	相談・支援対象人数			内 ひきこもり			内 ニート		
		継続	新規		継続	新規		継続	新規
20歳未満	6 (1)	6 (1)	0 (0)	2 (1)	2 (1)	0 (0)	4 (0)	4 (0)	0 (0)
20歳以上	21 (3)	21 (3)	0 (0)	14 (1)	14 (1)	0 (0)	7 (2)	7 (2)	0 (0)
合 計	27 (4)	27 (4)	0 (0)	16 (2)	16 (2)	0 (0)	11 (2)	11 (2)	0 (0)

【居場所利用状況】 (延べ人数、延べ回数)

	利用人数	1日平均 利用人数	利 用 回 数						
			学習室	調理室	作業室	音楽室	休憩室	相談室	計
R2年度	740	3.19	195	75	456	1	3	153	883
R元年度	973	4.06	340	116	572	4	25	133	1,190

浜田市浜田城資料館の運営について

令和元年 10 月に開館した浜田市浜田城資料館の運営については、直営により行ってきましたが、新設の資料館の活用を促進するために、展示や普及、広報事業等をより効果的、効率的に実施できる団体に、できるだけ早く運営を委託することが必要でした。

また、展示する浜田城や北前船等に関連する資料については、浜田市浜田郷土資料館に収蔵されている資料を活用しており、今後も連携していく必要がありました。

このような点から、浜田市浜田郷土資料館の指定管理者であり、展示等のノウハウや資料の活用等の知識を有する浜田市文化協会に運営してもらうことができないか協議を重ねてきました。

併せて、令和 3 年度は業務委託することで予算計上していましたが、協議の結果、業務量等の面から合意に至りませんでした。

そのため、令和 3 年度については、業務委託を行わず、引き続き直営とし、事業予算内の流用により運営を行うこととしました。

当初予算：浜田城資料館管理事業 9,051 千円

浜田城資料館運営事務委託料 5,851 千円

施設管理費（光熱水費・委託料等） 2,046 千円

↓

上記の内、浜田城資料館運営事務委託料 5,851 千円について、直営での経費に流用

人件費 4,864 千円

事務費等 987 千円

合 計 5,851 千円

消防団車庫統合について(報告)

【令和 2 年度完了】

1 都川分団統合新築

- (1) 場 所 旭町都川（旧都川小学校敷地）
- (2) 建 物 木造平屋 54.0 m²（待機室、トイレ）
- (3) 設 備 駐車場、ホース乾燥塔（既設）
- (4) 整備費 16,190,350 円（建物、駐車場、設計等）
- (5) 車 両 小型動力ポンプ 2 台積普通積載車 1 台配備

2 浜田分団 1 班車庫解体

- (1) 場 所 浜田市朝日町
- (2) 建 物 鉄骨造平屋 22.8 m²（乾燥塔）
- (3) 解体費 1,210,000 円（土地：普通財産に所管換え済み）

3 長浜分団 1 班車庫解体

- (1) 場 所 浜田市熱田町
- (2) 建 物 木造平屋 11.3 m²
- (3) 解体費 468,600 円（土地：更地整備後に所有者に返還済み）

【令和 3 年度計画】

1 杵束分団統合（1 班～4 班）車庫増築

- (1) 場 所 弥栄町木都賀（杵束 1 班車庫）
- (2) 建 物 プレハブ平屋 増築 14.98 m²（既存：66.07 m²）
- (3) 整備費 4,356,000 円（ホース乾燥塔移設含む）
- (4) 小型動力ポンプ付普通積載車 1 台（既存杵束 1 班積載車）
小型動力ポンプ付軽積載車 1 台（既存杵束 3 班積載車）

2 旧車庫解体等

- (1) 都川分団 1 班 建物地元無償譲渡調整中（土地：民地）
- (2) 都川分団 2 班 解体予定（土地：普通財産へ所管換え予定）
- (3) 都川分団 3 班 〃 （土地：普通財産へ所管換え予定）

以上

浜田市消防団組織改編について（報告）

1 組織改編の経緯

消防団は、それぞれの地区で編成される他に代替性のない組織ですが、分団によっては団員の高齢化と減少が進んでいます。さらに、急激な人口増加が望めない地域については、次世代の担い手不足により、その存続が極めて厳しい状況です。更に、各消防隊においては団員のサラリーマン化が進み、特に平日日中の災害対応に際し、管轄内のみで即応可能な団員の確保が困難になりつつあり消防力の低下が懸念されています。

これらの状況を踏まえ、消防団自ら平成30年に消防団幹部で組織される「浜田市消防団施設のあり方検討会」を立ち上げ、管轄区域の見直しをおこない、人口減少社会における持続可能な消防団体制について協議してきました。

2 組織改編の方針

問題解決にむけての組織改編は、方面隊制の導入を基本とし、方針は以下のとおりとする。

※方面隊制⇒地域ごとで構成される消防隊の形はそのまま、新たに旭と金城、弥栄と三隅をそれぞれ一つの管轄とし、災害に対し広域的に出動、応援が可能となる体制

- (1) 災害に即応できる団員の確保が可能となること。
- (2) 消防団の指揮命令・情報伝達が機能する組織となること。
- (3) 現場活動に際し、団員の安全が確保できること。
- (4) 現在の実数程度に定数を改正しても、消防力の低下を最小限に抑えられること。
- (5) 団本部及び分団の班統合等に係る組織変更は、それぞれ実情が異なるため、本改編とは切り離し別途個別に検討すること。
- (6) 浜田市の施策として、地域住民からの理解を得られる計画であること。

3 協議経過

浜田市消防団あり方検討会 4回

正副団長事務局会議 2回

浜田市消防団幹部会議 2回

各消防隊会議 各1回

各支所協議・説明 各2回

市長説明 1回

副市長・総務部長協議 2回

4 方面隊制導入の効果

(1) 消防力の維持

従来の消防隊管轄を方面隊管轄へと広げることにより、平日日中の災害において即応できる団員数の確保が可能となり、団員数の減少下にあっても、消防力の低下を最小限に抑えることができる。

(2) 組織力の充実

方面隊長が掌握する団員数が増えることで、災害規模に応じた柔軟な活動体制や応援体制をとることが可能となる。

(3) 指揮系統の強化

指揮命令系統が整理されることにより、水害等の大規模災害時に地区対策本部ごとの活動状況、被害状況、必要物資などの情報が正確に把握できるようになる。その情報に基づいた水防長・水防副長の判断により、水防隊への活動支援を的確に行うことが可能となり、結果として被害の軽減や団員の安全確保が図られることになる。

(4) 消防技術の継承

管轄地域の拡大により、災害現場を経験する機会が増える事が予想され、団員としての技術や経験値の向上が見込まれ、培われた技術が組織内に継承されることが期待できる。

(5) 消防団の一体感の醸成

地域＝消防隊管轄ではなく、方面隊管轄に移行することにより、従前の消防隊の枠を超えた交流が促進され、相互理解が深まることにより、浜田市消防団の組織強化につながる。

(6) 消防署との連携強化

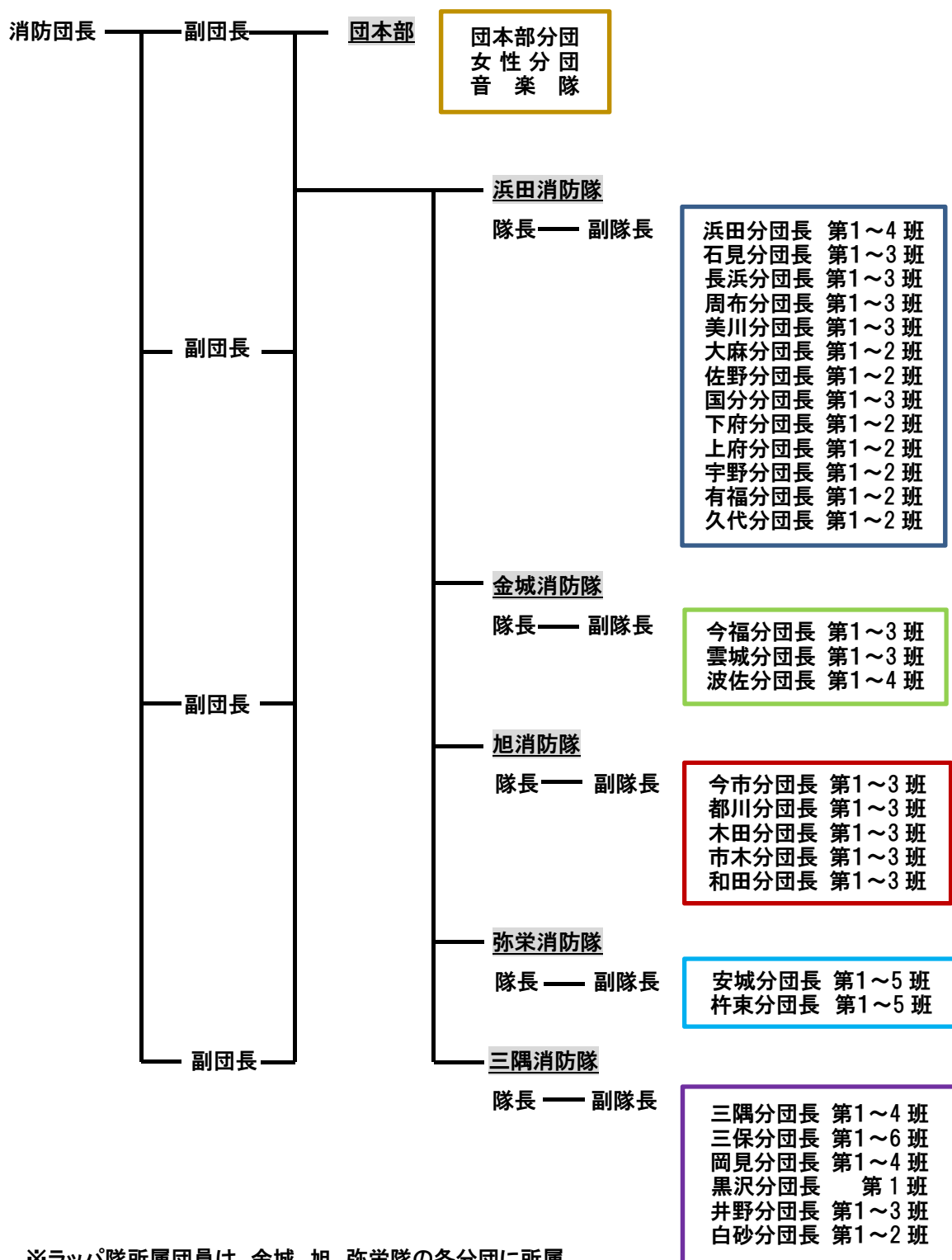
三つの消防署の管轄と各方面隊の管轄がほぼ同一となることで、消防署と消防団との連絡・調整が簡素化され、より統制が取れた現場活動が可能となる。

5 組織改編スケジュール（予定）

令和2年11月	あり方検討会にて、方面隊構想（案）決定
令和3年2月	自治区防災自治課事前説明
令和3年3月	消防団組織改編報告書を副市長・総務部長提出
令和3年3月	消防団組織改編報告書を市長提出・承認
令和3年6月	浜田市議会報告・説明
令和3年 月	各地域協議会等説明 ※必要に応じ実施
令和3年12月	改編に係る諸問題等の調整終了・事務手続き開始
令和3年3月	規則改正
令和3年4月	方面隊組織へ移行

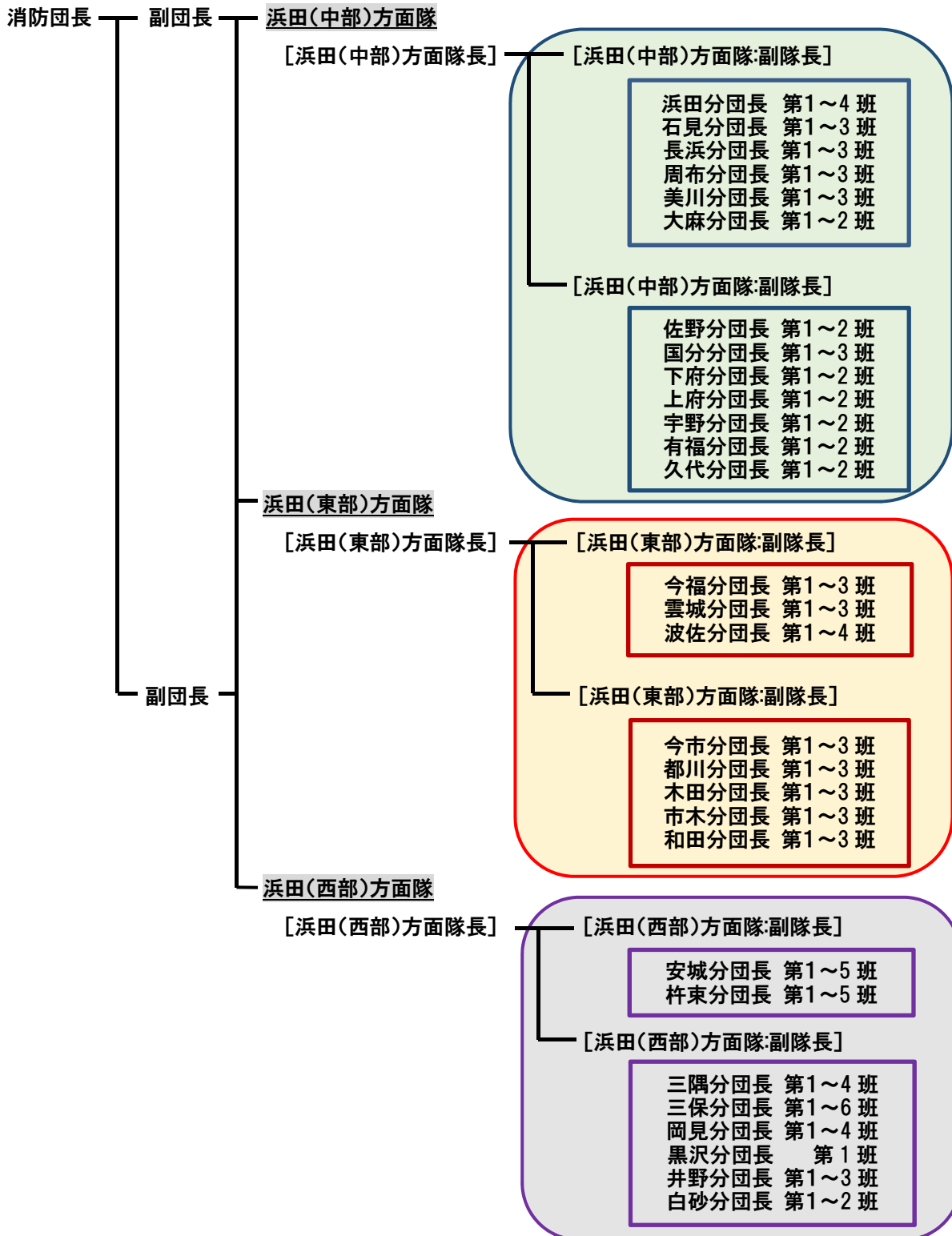
6 組織改編計画

浜田市消防団 現行(令和2年現在)



浜田市消防団 組織変更「方面隊制」(案)

※職名については全て(仮称)【※団本部については協議中のため未記載】



令和3年5月20日から

警戒レベル

4

ひなんしじ

避難指示で必ず避難

ひなんかんこく

避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫	きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~			
4	 災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	 災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	 気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、

すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。

警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません！

避難勧告は廃止されます。

これからは、

警戒レベル4避難指示で  
危険な場所から全員避難  
しましょう。

避難に時間のかかる

高齢者や障害のある人は、

警戒レベル3高齢者等避難で  
危険な場所から避難  
しましょう。

内閣府(防災担当)・消防庁



ひなん  
「避難」って  
何すれば  
いいの？

小中学校や公民館に行くことだけ  
が避難ではありません。  
「避難」とは「難」を「避」けること。  
下の4つの行動があります。



### 行政が指定した避難場所 への立退き避難

自ら携行するもの

・マスク  
・消毒液  
・体温計  
・スリッパ 等



### 安全な親戚・知人宅 への立退き避難

普段から災害時に避難  
することを相談して  
おきましょう。

※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。



普段から  
どう行動するか  
決めておき  
ましょう

### 安全なホテル・旅館 への立退き避難

通常の宿泊料が必要  
です。事前に予約・  
確認しましょう。

※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。

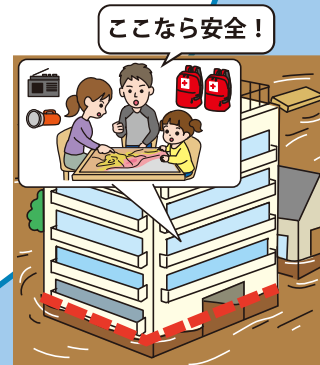


### 屋内安全確保

ハザードマップで以下の  
「3つの条件」を確認し  
自宅にいても大丈夫かを  
確認することが必要です。

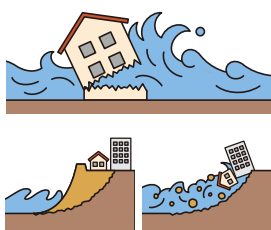
想定最大浸水深

※土砂災害の危険がある  
区域では立退き避難が  
原則です。



「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない  
(入っていると…)



流速が速いため、  
木造家屋は倒壊する  
おそれがあります

地面が削られ家屋は  
建物ごと崩落する  
おそれがあります

② 浸水深より居室は高い

3・4階	5m～10m未満 (3階床上浸水～4階軒下浸水)
2階	3m～5m未満 (2階床上～軒下浸水)
1階	0.5m～3m未満 (1階床上～軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

③ 水がひくまで我慢でき、  
水・食糧などの備えが十分  
(十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になる  
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の  
使用ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や③水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。

令和3年度 園児・児童・生徒数一覧（令和3年5月1日現在）

1 小・中学校全体

区 分		児童生徒数			学級数		
		R2年度	増減		R2年度	増減	
1_小学校	1.通常学級	2,327人	2,394人	△ 67人	119学級	121学級	△ 2学級
	2.特別支援学級	107人	94人	13人	29学級	30学級	△ 1学級
	小 計	2,434人	2,488人	△ 54人	148学級	151学級	△ 3学級
2_中学校	1.通常学級	1,182人	1,203人	△ 21人	48学級	50学級	△ 2学級
	2.特別支援学級	51人	42人	9人	18学級	16学級	2学級
	小 計	1,233人	1,245人	△ 12人	66学級	66学級	0学級
全 体	1.通常学級	3,509人	3,597人	△ 88人	167学級	171学級	△ 4学級
	2.特別支援学級	158人	136人	22人	47学級	46学級	1学級
	合 計	3,667人	3,733人	△ 66人	214学級	217学級	△ 3学級

2 小学校

学校名	種別	令 和 3 年 度								令和2年度	増減
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	特	合 計	合 計	
原井小	児童数	(3) 24	38	(2) 30	29	(1) 37	(3) 38	9	205	215	△ 10
	学級数	1	2	1	1	2	2	2	[2] 11	[2] 13	△ 2
雲雀丘小	児童数	(1) 11	(1) 9	10	(1) 12	3	13	3	61	64	△ 3
	学級数	1	1	1	1	1	1	2	[2] 7	[2] 7	0
松原小	児童数	(2) 17	13	(2) 21	(2) 17	23	24	6	121	126	△ 5
	学級数	1	1	1	1	1	1	2	[2] 8	[2] 8	0
石見小	児童数	(5) 47	(2) 60	(2) 52	(1) 72	(4) 61	(2) 65	16	373	383	△ 10
	学級数	2	2	2	3	2	2	3	[3] 16	[2] 16	0
美川小	児童数	(1) 12	15	9	(1) 16	14	9	2	77	64	13
	学級数	1	1	1	1	1	1	1	[1] 7	[1] 6	1
周布小	児童数	(2) 45	(3) 34	(2) 41	(2) 40	(3) 56	49	12	277	291	△ 14
	学級数	2	2	2	2	2	2	2	[2] 14	[3] 15	△ 1
長浜小	児童数	44	(2) 32	(1) 47	(1) 36	(2) 45	(1) 34	7	245	242	3
	学級数	2	1	2	2	2	1	2	[2] 12	[2] 13	△ 1
国府小	児童数	(4) 44	(3) 52	(1) 36	58	(1) 44	(4) 53	13	300	310	△ 10
	学級数	2	2	2	2	2	2	3	[3] 15	[4] 16	△ 1
三階小	児童数	(2) 31	(2) 33	(1) 33	33	(1) 29	24	6	189	203	△ 14
	学級数	2	2	1	1	1	1	3	[3] 11	[2] 11	0
雲城小	児童数	(3) 31	(1) 20	(5) 12	22	16	(2) 25	11	137	131	6
	学級数	2	1	1	1	1	1	3	[3] 10	[2] 8	2
今福小	児童数	7	5	5	9	7	(1) 13	1	47	49	△ 2
	学級数	1	1	1	1	1	1	1	[1] 6	[1] 6	0
波佐小	児童数	4	1	0	2	3	3	0	13	11	2
	学級数	1	1	1	1	1	1	0	[0] 3	[1] 4	△ 1
旭小	児童数	18	14	(2) 25	(2) 19	(4) 26	(1) 18	9	129	134	△ 5
	学級数	1	1	1	1	1	1	2	[2] 8	[2] 8	0
弥栄小	児童数	4	10	4	5	6	8	0	37	41	△ 4
	学級数	1	1	1	1	1	1	0	[0] 4	[1] 5	△ 1
三隅小	児童数	(2) 31	(1) 22	(2) 36	(1) 24	(3) 32	(1) 23	10	178	178	0
	学級数	2	1	2	1	1	1	2	[2] 10	[2] 9	1
岡見小	児童数	(1) 7	(1) 9	7	11	6	3	2	45	46	△ 1
	学級数	1	1	1	1	1	1	1	[1] 6	[1] 6	0
計	児童数	(26) 377	(16) 367	(20) 368	(11) 405	(19) 408	(15) 402	107	2,434	2,488	△ 54
	学級数	22	21	18	21	17	20	29	[29] 148	[30] 151	△ 3

※( )は特別支援学級に入る児童の外数 [ ]は特別支援学級の内数

※第1学年は30人・2学年は32人学級編制

### 3 中学校

学校名	令和3年度						令和2年度	増減
	種別	1年	2年	3年	特	合計	合計	
第一中	生徒数	(3) 119	(3) 123	(6) 106	12	360	356	4
	学級数	4	4	3	2	[2] 13	[2] 14	△ 1
第二中	生徒数	(1) 45	(5) 28	56	6	135	139	△ 4
	学級数	2	1	2	1	[1] 6	[1] 6	0
第三中	生徒数	86	(3) 92	(2) 81	5	264	278	△ 14
	学級数	3	3	3	2	[2] 11	[2] 11	0
第四中	生徒数	2	9	(1) 11	1	23	32	△ 9
	学級数	1	1	1	1	[1] 4	[1] 4	0
浜田東中	生徒数	(2) 46	(3) 50	(3) 50	8	154	158	△ 4
	学級数	2	2	2	4	[4] 10	[3] 9	1
金城中	生徒数	(4) 31	(3) 29	(2) 34	9	103	91	12
	学級数	1	1	1	2	[2] 5	[1] 4	1
旭中	生徒数	(1) 18	(1) 20	(1) 11	3	52	47	5
	学級数	1	1	1	2	[2] 5	[3] 6	△ 1
弥栄中	生徒数	(1) 6	5	(1) 8	2	21	19	2
	学級数	1	1	1	2	[2] 5	[1] 4	1
三隅中	生徒数	(3) 37	41	(2) 38	5	121	125	△ 4
	学級数	2	2	1	2	[2] 7	[2] 8	△ 1
計	生徒数	(15) 390	(18) 397	(18) 395	51	1,233	1,245	△ 12
	学級数	17	16	15	18	[18] 66	[16] 66	0

※( )は特別支援学級に入る生徒の外数 [ ]は特別支援学級の内数

※第1・2学年は35人、第3学年は38人学級編制(少人数学級編成)

### 4 幼稚園

園名	令和3年度						令和2年度	増減
	定員	3年保育 (3歳児)	2年保育 (4歳児)	1年保育 (5歳児)	特	合計	合計	
原井幼稚園	休園中							
石見幼稚園	50	4	0	13	0	17	25	△ 8
長浜幼稚園	45	3	4	7	0	14	17	△ 3
美川幼稚園	45	2	3	2	0	7	8	△ 1
計	140	9	7	22	0	38	50	△ 12

# 令和3年度 学校職員名簿

令和3年5月24日  
総務文教委員会  
教育委員会 学校教育課

R3.4.1現在

R0. 4. 1 元江										
	学校幼稚園名	TEL	FAX	校長	教頭		用務員	栄養教諭	養護教諭	事務職員
					主幹教諭			学校栄養士	[養護助教諭]	
小学校	原井小学校	22-0863	22-0864	齋藤 祥文	河村 恭子	(濱野 智子)	栄養教諭 舟木 志織 学校栄養士 <山崎千桂>	花本 千歌子	新森 恵子	
	雲雀丘小学校	22-1141	22-1142	松本 悦教	大床 敏之	(曾田 弘美)		有田 君江	佐々木 友幸	
	松原小学校	22-0262	22-0312	岡田 憲明	田中 岳志	(水野 美恵)		中田 梢	山崎 三樹人	
	石見小学校	22-0512	22-0513	佐々木 伸	勝手 博美 今田 敏英	(川村 成美)		多久和 美智子	来須 由香	
	美川小学校	27-0802	27-4722	大達 高弘	鶴原 芳子	(藤田 沙羅)		重光 睦美	山田 早苗	
	周布小学校	27-1006	27-4724	石橋 邦彦	橋ヶ迫 純 大久保 奈々	(鎌田 早苗)		角 江美り	直江 宗一郎	
	長浜小学校	27-0221	27-0239	細川 寿俊	山本 康治	(秋田 清)		山崎 紫菜	佐々木 菜穂	
	国府小学校	28-0028	28-0494	三浦 秀人	花田 健司 釜田 美紗子	(加瀬 しのぶ)		野上 由香理 <野津 かおり>	吉賀 孝則	
	三階小学校	23-2400	23-2498	松本 潔	東 忠孝	(潮 直行)		白川 扶美子	宮本 美由紀 期付主事 前田 陽子	
	雲城小学校	42-0006	42-0886	上部 孝雄	川神 幸	(佐々岡 綾音)		能海 佳奈	平中 いずみ	
	今福小学校	42-0304	42-0309	小林 信	毛利 尚子	(川本 覚)		伊藤 希 <小松原 幹子>	野上 尚樹	
	波佐小学校	44-0028	44-0032	加藤 道夫	星野 美栄	(一町 隆)		松原 陽香 <荏田 美風>	-	
	旭小学校	45-0014	45-0195	岡本 真美	池辺 恭一朗	(吉野 則雄)		山下 真里	大野 善功	
	弥栄小学校	48-2210	48-2645	樋野 不二子	川神 正輝	(井上 順子)	栄養教諭 三島 陽南子	佐々木 美津枝	西山 郁絵	
	三隅小学校	32-4040	32-4043	樋野 淳巳	川神 和子	(岡田 恵子)	栄養教諭 水野 むつみ	中村 晶子	石田 龍嗣	
	岡見小学校	32-0403	32-2931	福原 克巳	河本 誠二	(塚本 良治)		齋藤 知香	畑岡 宏明	
中学校	第一中学校	22-0946	22-0947	上部 証司	領家 弘典 鹽谷 覚	(桑原 篤)		尼川 いづみ	黒見 正樹 期付主事 竹下 敦子	
	第二中学校	22-1268	22-1269	佐藤 徹	大崎 正和	(中川 大輔)	栄養教諭 加藤 陽子	泉 多己江	松井 乃吏子	
	第三中学校	27-1150	27-1151	川田 英樹	北川 史信 伊藤 泰裕	(山田 光広) (大木 結衣)		稲田 佳保里	宮本 綾子	
	第四中学校	27-0813	27-4723	西村 淳	永見 英郎	(佐々木 清)		狩野 涼子	原 梓紗	
	浜田東中学校	28-3210	28-3211	佐田 良二	鶴野 公昭	(坂根 美穂)		中津 愛海	本田 翔梧	
	金城中学校	42-0044	42-0964	阿部 哲彦	高橋 英二	(本田 勉)	学校栄養士 島田 良子	門脇 里香	安達 法子	
	旭中学校	45-0076	45-0518	千原 敬史	羽柴 千晴	(小田 初枝)	栄養教諭 大野 優子	浜本 杏奈 <佐々木 和美>	片岡 恵美	
	弥栄中学校	48-2239	48-2647	小田 充男	岸本 浩孝	(山崎 満)		細川 満喜子	野上 佳	
	三隅中学校	32-0062	32-0164	久佐 日佐志	勝部 強	(河瀬 智香)		岩下 麻優美	原 久美子	
浜田学校給食センター		23-2423	25-8608				栄養教諭 加藤 陽子 学校栄養士 山崎 千桂			
幼稚園	原井幼稚園	平成31年4月～休園								
	石見幼稚園	22-0493	22-0493	玉木 敦子	原田 令子	(岩元 玲子)	奥田 諒子、多賀 菜月、石田 美樹、(高橋 景子)			
	長浜幼稚園	27-0575	27-0575	吉田 英昭	長尾 佳保	(中部 善子)	川邊 裕香、池田 美穂、(岡本 佳代)			
	美川幼稚園	26-0185	26-0185	大野 勝義	田中 由美子	(原田 成二)	佐々岡 美樹、(宮田 浩子)			

※下線は異動又は変更

※下線は異動又は変更

注1：網掛けは異動者です 注2：( )は会計年度任用職員、< >は代替者です。



令和 3 年 5 月 24 日  
総務文教委員会配布資料  
教育委員会金城分室

## 市有財産無償貸付契約書

浜田市（以下「貸付人」という。）と若生町内会（以下「借受人」という。）  
とは、以下の条項により市有財産の貸付契約を締結する。

### （信義誠実の義務）

第 1 条 貸付人と借受人は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

### （貸付物件）

第 2 条 貸付人は、その所有する次の物件（以下「貸付物件」という。）を  
借受人に貸し付け、借受人は、これを借り受ける。

### 〔物件の表示〕

区分	所在	地目／構造	面積	備考
土地	浜田市金城町波佐イ 998 番 5	学校用地	965.28 m ²	
建物	浜田市金城町波佐イ 998 番地 5	木造瓦葺平家建	105.24 m ²	宿泊棟
建物	浜田市金城町波佐イ 998 番地 5	木造瓦葺平家建	18.00 m ²	管理棟
建物	浜田市金城町波佐イ 998 番地 5	木造瓦葺平家建	4.86 m ²	飲料水施設

### （使用目的）

第 3 条 借受人は、貸付物件を若生町内の集会施設として使用するものとし、  
その他の用途には使用しないものとする。

### （貸付期間）

第 4 条 貸付期間は、浜田市公有財産規則第 29 条の規定にかかわらず、令和  
3 年 4 月 1 日から、貸付人又は借受人が文書をもって解約を通知する日まで  
とする。

### （貸付料）

第 5 条 貸付物件の貸付料は、無償とする。

### （貸付物件の管理）

第 6 条 借受人は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持管理しなけ  
ればならない。

### （第三者に損害を及ぼした場合の措置）

第 7 条 借受人は、貸付物件の使用及び管理上の瑕疵により第三者に損害を  
及ぼした場合は、借受人の負担において賠償しなければならないものとし、  
貸付人は、貸付物件の欠陥による事故等、所有者責任として賠償責任保険  
の対象となる場合を除き、施設所有者としての一切の責任を負わない。

(権利譲渡の禁止等)

第8条 借受人は、貸付人の承諾がなければ、貸付物件を第三者に使用、又は収益をさせてはならない。

(貸付物件の現状変更)

第9条 借受人は、貸付物件の現状の変更(修繕及び改修を含む。)をしようとする場合は、事前に貸付人に届出をしなければならない。

(経費の負担)

第10条 貸付期間中における貸付物件の維持管理及び前条の現状変更に必要な経費は、全て借受人の負担とし、貸付人は、貸付期間終了後又は契約解除後における貸付物件の解体費用、貸付期間中における建物損害共済分担金及び建物損害共済金適用範囲内の修繕等にかかる費用を除き、一切の経費を負担しない。

(滅失又は毀損)

第11条 借受人は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちに貸付人にその状況を報告しなければならない。

2 借受人は、その責に帰する事由により貸付物件を滅失又は毀損し、貸付人が要求する場合は、自己の負担において現状に回復しなければならない。

(契約の解除)

第12条 貸付人は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 借受人が正当な事由なくしてこの契約条項に違反したとき。

(2) 借受人が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(借受人が個人である場合にはその者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を



供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(3) 貸付人のほか、国、他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため、貸付物件を必要とするとき。

2 前項第1号及び第2号の契約解除により借受人が損失をこうむることがあっても、貸付人はその損失を補償しないものとする。

(貸付物件の返還)

第13条 借受人は、貸付期間が終了したときは、貸付物件を原状に回復することなく貸付人に返還することができるものとする。ただし、前条第1項各号の規定によりこの契約を解除されたときは、借受人の負担においてこの貸付物件を原状に回復して貸付人の指定する期日までに、貸付人に返還しなければならない。

(有益費等の放棄)

第14条 借受人は、第4条第1項で定める貸付期間が終了した場合又は第12条第1項各号の規定により契約を解除された場合は、貸付物件の改良等の有益費、修繕等に要した費用及び当該契約解除に伴い生じた損害の賠償を貸付人に求めることができないものとする。

(損害賠償)

第15条 借受人は、この契約に定める義務を履行しないために貸付人に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として貸付人に支払わなければならない。

2 前項の金額は、貸付人が関連法規、慣習及び判例等を勘案して定める金額とする。

(契約の費用)

第16条 この契約に要する費用は、借受人の負担とする。

(協議)

第17条 この契約書に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、貸付人と借受人とが協議してこれを定める。

上記の契約を証するため、本契約書 2 通を作成し、貸付人と借受人とが記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 3 年 4 月 1 日

貸付人 島根県浜田市殿町 1 番地

浜田市

浜田市長 久保田 章市



借受人 浜田市金城町波佐 1042-2  
会長 倉田 正 氏 若生野内会



令和 3 年 5 月 20 日

総務文教委員長 西 村 健 様  
福祉環境委員長 柳 楽 真智子 様  
産業建設委員長 串 崎 利 行 様  
議員定数等議会改革推進特別委員長 牛 尾 昭 様  
自治区制度等行財政改革推進特別委員長 澁 谷 幹 雄 様  
議会運営委員長 笹 田 卓 様

議会広報広聴委員会  
委員長 三 浦 大 紀



はまだ議会だより読者アンケートに寄せられた意見等への対応協議について

令和 3 年 4 月 12 日の全員協議会で確認した標記案件について、令和 2 年 5 月 1 日発行のはまだ議会だより Vol. 58 から Vol. 60（令和 3 年 2 月 1 日発行）で実施した読者アンケートに寄せられた意見について、別添意見等一覧表を提供いたします。

お忙しいところ恐縮ですが、貴委員会にて議会としての対応をご協議いただき、協議経過及び結果を令和 3 年 6 月 21 日（月）までにご報告くださいますようお願いいたします。

報告いただいた内容は、令和 3 年 9 月 1 日発行予定のはまだ議会だより Vol. 62 において「読者アンケート特集ページ」に掲載します（別添の掲載イメージをご参照ください）。

また、貴委員会において、はまだ議会だよりの読者に向けてアンケート調査を行いたい項目があれば、議会広報広聴委員会までお知らせください。

読者アンケート(意見等一覧)

NO 意見	所管委員会	発刊号
1 他県から農業の就労（研修、実習）で来られた方が、その実習を終えた後に浜田市で継続して農業を続けることが難しく、結果浜田市を去ってしまうという話を耳にします。 農業含め、土木や建築・建設業の人材不足は深刻です。特に土砂災害などが発生した際にまず現場に入るのは土木・建設業です。 リモートワークとは程遠い業種なので厳しいとは思いますが、こういった市民生活を下支えしている業界への後押しが必要ではないかなと感じます。 他県からのIターンへの就労条件を母子で介護施設だけではなく、家族みんなで浜田へ来てもらい、土木建設業なども視野に入れた施策の展開を期待します。 とにかく各業界へ足を運んで声を聞いていただきたい。大手ではなく中小の事業所を重点的に。 机に向かっていてだけでは声は聞こえません。	産業建設委員会 総務文教委員会	Vol. 58
2 地域ごとの市民の意見（報告会）は一度も行われていません。議員の役目は市民の声を市政に反映することです。早急に開催すべきです。12月に開催とは何事ですか。	議会広報広聴委員会	Vol. 58
3 今後も井戸端会議は継続してほしい（出席しやすい時間帯を考えてほしい。夜は出席しにくい。） 市民が生活上困っている問題などアンケートをとって市場調査をしてほしい（議会へ届ける手段がないので困る。）	議会広報広聴委員会	Vol. 58
4 全世帯26,140軒のうち866件の返答は全体の3.31%。その調査結果を2ページにわたりグラフにしてありましたが、意味があるのですか？公民館は全て閉鎖され、市役所にわざわざ届けた人の返事。返信方法が間違っていたのでは？もう少し議会だよりにより魅力があると嬉しいのですが…。	議会広報広聴委員会	Vol. 58
5 ウェブ会議による情報共有と意見交換と集約は評価できる。	議員定数等議会改革推進特別委員会	Vol. 58
6 コロナ感染症について、いつ終息宣言が出されるのか？ イベント等の開催が以前のようにできるのはいつに！ 市への要望は多々ありますが、市議会への要望はなかなか機会がありません。	議会広報広聴委員会	Vol. 58
7 コロナのことも大事ですが、先日、駅前通りを日曜日にタクシーで通りましたが、歩いている人がいなく、出雲の駅の通りは市内でもバスの中でも人がいっぱい。もう少し人が集える商店通りを考えてください。県大生がおられてもほとんど歩いている姿が見えません。	産業建設委員会	Vol. 58
8 聞いてみたいことがあってもどなたに聞いたらいいのかわかりません。選挙の時は近い感じがしますが…。	議員定数等議会改革推進特別委員会	Vol. 58
9 アンケートの調査結果を表されたが、Q5、Q6がいかにか反映されるか？ 議員の中には二足の草鞋で職務は全うできるのか。また、資質は？ 元年歳出の科目中、市職員・議員に払われるものはどこに表されているのか？市民は理解できているのか？	議員定数等議会改革推進特別委員会	Vol. 58
10 議会中に居眠りをされている議員の方の映像が映ります。非常に不愉快です。真剣さが見られません。	議会運営委員会	Vol. 58
11 PCR検査が浜田市においては実施不能で松江に検体を送ると聞いています。代わりに抗原検査を医療センターに依頼するとありました。実際に浜田においてクラスターなど発生した場合の対応、検査は大丈夫なのか心配です。もたもたしないのでしょうか。	福祉環境委員会	Vol. 58
12 定数を削減し、そのお金で議員の報酬を上げ、若い議員の成り手を望む。	議員定数等議会改革推進特別委員会	Vol. 58

読者アンケート(意見等一覧)

NO	意見	所管委員会	発刊号
13	浜田市議会の様子をケーブルテレビで見ることがあります。私たちの暮らしとは少し距離があるお話ばかりです。 各議員さん方へのお願いですが、各地域の実態に目を向けていただき、日々の暮らしが少しでも良くなるように活動を頑張りたいと思います。現在の市政について厳しく対応をお願いします。	議会運営委員会	Vol. 58
14	議員さんを地域で見かけることがありません。本来ですと行政職員が地域に出かけて要望とか現状とかを把握し、施策に反映することが至当ですが、そのような様子がありません。ぜひ、議員さんに本来のお仕事の範疇ではないかと思いますが、お願いさせていただきます。 今、地域住民は困り果てています。地域の声を聞いてください。誰が地域を、浜田を守っているのでしょうか。議員さんの数を減らすのではなく、議員さんの活動を広げてほしいことが願いです。議員さんが頼りなのです。ぜひお願いします。地域の「まちづくり委員会」との話し合いを計画してください。	議会広報広聴委員会	Vol. 58
15	久保田市長になってあつという間に7年。浜田は何が変わったのか？分からない。駅前？少し変わったけど人が居ない。浜田漁港？新しくなったけど、外仕事の中仕事になっただけで、中身は何も変わってない。働く人の意見は何も反映されていない。むしろ！県外の大中型船の選別作業は困難をしいられている。浜田港につながるバイパスはできたけど、何の意味がある？瀬戸ヶ島の埋立地とマリン大橋の下はごみ捨て場のためにあるのか？あのゴミを見て何も思わないのか？他にも言いたいことは山ほどあるけど、このままで良いのか？買い物に益田や出雲に行く現実！浜田は終わらないか？子供達に孫たちに継承できる町にできるのか？不安だらけでどうしようもない。	産業建設委員会	Vol. 59
16	議会だよりを読ませていただき、横文字が多く理解しにくいので、なるべく使わないでほしい。もし使うなら和訳したもののかっこ書きしてほしいです。良い例が広報はまだ11月号（P5）のパブリックコメント（意見公募）です。横文字も大事ですが、英会話が重要です。 （分からない言葉）ジェンダー平等、デジタルストーリー、パブリックコメント、ブランディング戦略、マイタイムライン、渚の交番be	議会広報広聴委員会	Vol. 59
17	本会議をテレビで見ることがあるが、スマホを使っている人もいる。議会はタブレットがあるのにスマホも必要なのか。	議員定数等議会改革推進特別委員会	Vol. 59
18	市民対談いいですね！これからも楽しみにしています。	議会広報広聴委員会	Vol. 59
19	議員定数削減のアンケートに参加しました。アンケート結果は18名が多数を占めたと聞いていますが、議員の皆様はその結果を考慮されないのでしょうか!!	議員定数等議会改革推進特別委員会	Vol. 59
20	全体的に読みやすくなったと感じますが、市政を問うページに市議会議員さんの写真掲載について、せめて全員マスクを外した人物像が見える写真が良いのではないのでしょうか？コロナを意識しているのは感じますが、写真は関係ないのでは？	議会広報広聴委員会	Vol. 59
21	要望）そろそろ運転免許証を返納したいと考えています。病院への通院、買い物にタクシー券を使いたと思いますが、タクシーを頻繁に使うと高くつくので、バスを利用したいと思います。ところがバスの運行時間の間隔が1時間に1本くらいしかないので、使い勝手が大変悪いです。もっと使い勝手の良い時間配分にしてみると、高齢者の免許返納者が増えると思います。考えていただきたい。松江市は運行配分がとても良いと聞いています。参考に見てみてください。	総務文教委員会	Vol. 59
22	1. 黒川町には空き家や誰も住んでいないアパート（黒川町のパチンコ店隣）があり、中学生・高校生が夜間、近くを帰宅するとき、犯罪に巻き込まれはしないかと心配。早急に解体し、更地にしてもらいたい。 2. 下水道が整備されておらず、家庭からの排水が黒川から浜田川に垂れ流しになっている。環境汚染を食い止めるために、早急に下水道の整備をしてもらいたい。	1. 産業建設委員会 2. 福祉環境委員会	Vol. 59



読者アンケート(意見等一覧)

NO 意見	所管委員会	発刊号
23 1. 一般質問の姿勢について 質問に入る前に、関係のない話をされるが、真面目さが感じられない。 2. ハコモノ行政で支出が増加するが、議論されているのでしょうか。	1. 議員定数等議会 改革推進特別委員 会 2. 自治区制度等行 財政改革推進特別 委員会	Vol. 59
24 令和3年3月から公民館という名称はなくなり、コミュニティセンターとして機能が強化されることになって も、今までどおり職員さんも、そして活動もくらしの学校でなく、このコミュニティセンターでできるよう、 切にお願いいたします。	総務文教委員会	Vol. 59
25 私たちは今現在、いろいろなことを公民館で行っていますが、学校まで行って行事をしたくはありません。何 をしても今のままが一番幸せです。老後の集える場所は集まりやすい現在を切に望んでいます。	総務文教委員会	Vol. 59
26 議員としての仕事をきちんとするべき！ 議員は市民より偉いわけではない。一部の住民の意見を総意のように捉えるなど資質を疑いたくなるようなこ ともある。	議会運営委員会	Vol. 59
27 議員さんは仕事よりメンツが大切なののでしょうか。	議会運営委員会	Vol. 59
28 浜田市市議会議員は全市の議員だと思いますが、巷で市民の意見を聞いたり、事業の様子を調べられたりする のをほとんど見たことがない。 集会などの売名の場面ではよく見かけるが、それが仕事ですか。	議会運営委員会	Vol. 59
29 アトリエ・スノイロに通っておられる方の表紙が印象的で素敵でした。web版でのminiも楽しみにしていま す。 コロナ禍で政治への関心が高まっているように思います。webやSNS、動画サービス、色々なツールを利用して 一番身近な市政にもっともっと関心を持ってもらえるような活動を期待しています。 今回の西川議員の「小学生にボールで遊べる公園を要望された」という発言を見て、自分たちの声が届くん だ、と感激しました。	議会広報広聴委員 会	Vol. 60
30 要望書の掲示について 市民、地域からの要望は要望書等(議会宛は除く)で市長宛に提出されておると思います。その時議員も立ち会 いしていただき、議会活動と共に地域の課題等を届ける重要な議員活動だと思います。要望書一覧を掲示 することにより、各地域でどのような課題があるか全市民が共有することは、政策への関心が高まり深く考 えることができると思われる。考え方が違う議員一人一人にとっては問題があるかもしれませんが、一考をお願 いいたします。ややもすればうわすべりな資料が多い昨今、市が抱える諸問題を市民に真正面から呈示するこ とは今最も重要ではないのでしょうか。	議会運営委員会	Vol. 60
31 市議会だよりを発行されたときは、本当に何度も読んでおりますが、これで実現されたら本当にすごいと思 いますが、本当に実現されないことが多く、もう少し市議の方も歩いて、市民の声を聞いて市民の小さなこと でも実現するよう行動していただきたい。議会だよりもあまり変化がない。読んでまた同じようなことを言っ ている方が目立つ。	議会運営委員会	Vol. 60
32 一般質問を全員がやることは良いことだと思う。地域住民にとっても張り合いがある。	議会運営委員会	Vol. 60
33 一般質問の状況が毎号掲載されていますが、いつも同じような事案ばかりであり、字数が制限されているせい か、質問、答弁も理解がしがたく、分かりにくいためあまり目を通す気にならない。むしろケーブルテレビの 活用について重点を置くべきではないのでしょうか。どうしても議員全員の質問を掲載したいのであれば、紙面 を増やして、読んで理解できるような広報にしていきたい。	議会広報広聴委員 会	Vol. 60

読者アンケート(意見等一覧)

NO 意見	所管委員会	発刊号
34 私のおふるさととは今市。帰って見ると空き家になり住む人がいない。田や畑は荒れ地が多い。浜田の田舎に行ったらよかったですか。市議会議員の皆さま、見て歩いたらどうですか。江津や益田は良い町です。	総務文教委員会	Vol. 60
35 議会だよりの紙面構成が充実してきました。今月号はすべて読破しました。こういう市民目線の構成、今後ともどうかよろしくお願いします。	議会広報広聴委員会	Vol. 60
36 前回質問したバス運行の件について、回答はどうなったか。紙面でも良いので回答していただきたい。議会の傍聴について、以前議会の傍聴したいと思い、市報を読んでいたが、人数制限があったり、前もって予約をしなければならないなど制約が多く、諦めた。いつでも気軽に制約なしに傍聴できるようにしてほしい。	議会運営委員会	Vol. 60
37 暮らしについて、厳しい状況ですが、議会を見ても視点が違いむなし。もっともっと地域の声を聞く手法を切に望む。地域の声も、もうどうでもいい的になっているため、危機的。	議会広報広聴委員会	Vol. 60
38 まちづくりセンターのコーディネーターの配置について、人材の確保について、どのように考えておられるのか不安。公募と聞いているが、ハローワークの紹介だけでなく、心から地域づくりをしたい方に来ていただきたい！例えば、地域おこし協力隊の方に担っていただけると、目からうろこの地域づくりになっていくのでは...	総務文教委員会	Vol. 60
39 私たちが暮らしの中であるいは地域づくりの中での困り事についての中身が全くないし、取り組まれていることが全く伝わらない。行政も私たちに対して無関心。議会の役割に期待している。	議会運営委員会	Vol. 60

# 読者アンケート意見対応報告

総務文教委員会

No. (号)	意見	対応経過及び結果
1 (58)	他県から農業の就労（研修、実習）で来られた方が、その実習を終えた後に浜田市で継続して農業を続けることが難しく、結果浜田市を去ってしまうという話を耳にします。農業含め、土木や建築・建設業の人材不足は深刻です。特に土砂災害などが発生した際にまず現場に入るのは土木・建設業です。凹モートワークとは程遠い業種なので厳しいとは思いますが、こういった市民生活を下支えしている業界への後押しが必要ではないかなと感じます。他県からの I ターンへの就労条件を母子で介護施設だけではなく、家族みんなで浜田へ来てもらい、土木建設業なども視野に入れた施策の展開を期待します。凹にかく各業界へ足を運んで声を聞いていただきたい。大手ではなく中小の事業所を重点的に。凹に向かっているだけでは声は聞こえません。	
21 (59)	要望）そろそろ運転免許証を返納したいと考えています。病院への通院、買い物にタクシー券を使いたいと思いますが、タクシーを頻繁に使うと高くつくので、バスを利用したいと思います。ところがバスの運行時間の間隔が 1 時間に 1 本くらいしかないので、使い勝手が大変悪いです。もっと使い勝手の良い時間配分にしてもらおうと、高齢者の免許返納者が増えると思います。考えていただきたい。松江市は運行配分がとても良いと聞いています。参考にしてみてください。	
24 (59)	令和 3 年 3 月から公民館という名称はなくなり、コミュニティセンターとして機能が強化されることになって、今までどおり職員さんも、そして活動もくらしの学校でなく、このコミュニティセンターでできるよう、切にお願いいたします。	
25 (59)	私たちは今現在、いろいろなことを公民館で行っていますが、学校まで行って行事をしたくはありません。何をしても今のままが一番幸せです。老後の集える場所は集まりやすい現在を切に望んでいます。	
34 (60)	私のふるさとは今市。帰って見ると空き家になり住む人がいない。田や畑は荒れ地が多い。浜田の田舎に行ってよかったですか。市議会議員の皆さま、見て歩いたらどうですか。江津や益田は良い町です。	
38 (60)	まちづくりセンターのコーディネーターの配置について、人材の確保について、どのように考えておられるのか不安。公募と聞いているが、ハローワークの紹介だけでなく、心から地域づくりをしたい方に来ていただきたい！例えば、地域おこし協力隊の方に担っていただけると、目からうろこの地域づくりになっていくのでは…	



読者アンケート  
取扱い方法の説明

Vol. 60（令和3年2月1日発行）

意見概要	所管委員会	対応経過及び結果

Vol. 61（令和3年5月1日発行）

意見概要	所管委員会	対応経過及び結果

Vol. 62 の読者アンケート

Vol. 58（令和2年9月1日発行）

意見概要	所管委員会	対応経過及び結果

Vol. 59（令和2年11月1日発行）

意見概要	所管委員会	対応経過及び結果